

フランスの中道政治と民主主義 (三)・完

大石明夫

目次

- 一 問題の所在
- 二 中道政治の再生過程
  - (1) 二極分化構造から準四極構造へ
  - (2) 準四極構造から中道政治へ(以上、三〇巻二号)
- 三 中道政治の思想性

(1) 人権価値の称揚

(2) 共和主義への回帰(以上、三三二卷一号)

#### 四 中道政治と民主主義

(1) 哲学的中道主義の理念

(2) 政治的中道支配の継続

(3) 中道政治と民主主義

むすび(以上、本号)

#### 四 中道政治と民主主義

一九八八年五月の大統領選挙、同年六月の国民議会選挙後におけるフランス政治社会の変容について、フュレが「フランスの政治社会は、あたかも酸によって腐蝕されるかのように解体しつつあり……」、そこでは「……大多数のフランス人が少しばかり狭められた空間にあって、中道左派か中道右派のどちらかに所属する。しかし、かれらはそれぞれが多様な政治的経歴、伝統の如何にかかわりなく、事実上、誰もが誰からもそう離れてはいない」と述べていたことは、本稿の始めに紹介したとおりであり、また、こうした政治状況が第三共和制以来のフランスに伝統的な中道政治、デュヴェルジェのいわゆる「永遠の沼沢派」による継続的支配を、第五共和制下に再生せしめるに至った政

治的背景をなすものであった点についても、すでに指摘したところである。<sup>①</sup>

そこで次に、一九八八年選挙後におけるフランス政治社会の変容は、これをどのように解釈し、評価するかの問題が提起されるだろう。この点について、これもフェレの所説であるが、かれはまず「フランスは、他の諸国と同様、遂に人民意思の絶大な力を合法的に選出される諸制度の内部に制御し、その力を行政権と両立しうるものとするに成功した。フランスは、他のヨーロッパ諸国と同じ政治的様相を呈しており、これら諸国と同じ政治的課題……の解決を迫られている」<sup>②</sup>、つまり、フランスにおける最近の政治的変容は、これまでフランスを例外的な国家としてきた政治的演劇がその幕を閉じ、同国を通常の民主主義諸国に共通する法 *droit commun* の下に立ち戻らせたことを意味するに過ぎないものとする、いわば楽観的な見方がありうるとしながらも、同時に、他の一面において、こうした楽観論の根拠とされた、大革命以後のフランス政治文化を彩ってきた例外性あるいは、その独自性の消滅と、そこでの民主主義的コンセンサスの形成が実は、フランス国民の間に瀰漫するに至った市民精神の欠如 *deficit civique* に由来する脱政治化の結果に他ならず、しかも、その背後には厳しい経済不況と失業の現実があり、それが時として、かの国民戦線 FN の選挙人にみられるとおり、容易に国家そのものへの激しい怒りとなって爆発する危険性——実際には、このルペン現象は欧州議会選挙のあった一九八四年以降、誰の目にも明らかかな現実となり、九〇年代に入っても衰えることなく継続しているのが現状である——のあることを指摘した後、さらに続けて「しかし、こうした現象の根源は、より深いところに求められるだろう。それは、これまで裁定者 *arbitre* であり、保護者 *protecteur* でもあった共和制国家の観念それ自体が、テクノクラートによる経済成長の結果、かれらによってその内実を奪い去られたということに他ならない」<sup>③</sup>と述べている。それは、フランス政治が直面する問題状況の、けっして楽観視することを許さない事態の深刻な一面を摘示したものといえよう。

フュレが先の楽観論に対置して悲観論的と名付けた<sup>④</sup>、こうした理解の仕方はまた、ジュリヤールもそれを共有するものであったことは、これも本稿の始めに引用した「現実の政治的諸権力への一般的懷疑が国民の間に心静かな無関心をもたらし、また、政治家たちには少しばかり漠然とした表現、すなわち、中道への開放、*ouverture au centre*の背後に隠された空白への途、*course au vide*を歩ませる結果を招いた」とする、かれの記述からして容易に推測されるところである。本稿、最後のテーマとして、一九八〇年代後半以降のフランスに顕在化した中道政治の再生現象に内在すると思われる、その問題性をとりあげる際にも基本的には、このフュレの分類にもとづく悲観論的見地から考察されることになるだろう<sup>⑤</sup>。

しかし、それに先立ち、ここで指摘しておきたいことは、およそ政治を対象とする諸概念のすべてに共通する難点についてである。すなわち、それは、これら政治的諸概念の意味内容が所与の歴史的・政治的諸状況と、そこでの論者の政治的立場や問題意識などの相違によって多義性を帯び、それゆえにまた、曖昧にならざるをえないということである。以下にとりあげる中道政治の問題性についても、この点に関しては同様であり、とりわけ、そこで用いられる中道概念の曖昧・多義性は、これを避けて通ることのできない問題であるといえよう。たとえば、ロザンヴァロンが「ほぼ六年近く前から、フランスは空白への途を急いでいるにもかかわらず、中道に向って進んでいると考えてきた。しかも、この中道に準拠する場合にも、人びとは常時、政府の統治活動に節度を保たしめることによる効能、左右両翼の中間に位置づけられる戦略的政治空間の占有、また、(これら諸観念についての)漠然とした、ただ合意のみにもとづいてなされる雑多な推論など、そうしたものを混ぜ合わせることによって、どれほど多くの誤解を生み出してこなかったであろうか」(括弧内——引用者)との疑問を投げかけ、続けて「これら諸条件の下にあっては、そこでの政治論議は、ますます社会生活から切り離されたものとなり、争点の不在 *non-enjeux* が拡大するであろう。……

フランス政治の中道化は、こうして具体的なものの排除と無力の容認という、ある種の力学に依存するに至る<sup>8)</sup>(傍点——原文二重括弧)と述べているが、それはいうまでもなく、中道概念の曖昧・多義性と、政治の中道化によってもたらされる不幸な結果を指摘したものに他ならない。

さて、それはさておき、このように曖昧で多義的な中道概念を明確化し、フランス政治の中道化に内在する問題性を探求するための手がかりを与えるものとして、ここでも注目されるのが前掲「中道への歩み」におけるジュリヤールの中道論であり、とりわけ、その出発点となっている中道概念に関するかれの分析手法である。それは具体的には、中道あるいは中道主義を相異なる三つの観点、すなわち、哲学的・政治的・社会的観点からとりあげ、それぞれを個別に考察する手法であり、<sup>9)</sup>したがって、かれの中道論は、哲学的中道主義、政治的中道主義、社会的中道主義という三つのカテゴリーに類別されるのであるが、こうした手法を用いることによって、はじめて中道概念がより広い視野の下に構成され、また、政治的中道主義の概念も、その他の中道主義と対比され、相対化されることになり、その内容をより明確にすることが可能になるだろう。しかし、以下のところでは本稿の主題と直接、関連する前二者のみをとりあげ、それらについてのジュリヤールの所説を紹介しながら、その意味内容を明確化し、最後に、政治的中道主義による支配<sup>11)</sup>中道政治に内在すると思われる問題性について、それを本稿の始めに述べたとおり、民主主義の政治理念と関連させて考察してみよう。<sup>10)</sup>

### (1) 哲学的中道主義の理念

まず哲学的中道主義 *centrisme philosophique* であるが、それは、ジュリヤールによれば「双方の意見が相対立する状況の下では、一方の側の意見が全面的に間違っており、他方の側の意見が全面的に正しいということはありません

いと考える方に基礎づけられ、また、一方にとっての道理 *raisons* が必ずしも他方にとっての道理とはなりえないこと、つまり、それは、断固とした政治的多元主義 *pluralisme politique* の理念に立脚する<sup>⑪</sup>ものとされている。したがって、この政治的多元主義に立脚する哲学的中道主義は、何よりも寛容と対話の精神を重視して暴力を排除するものであり、あるいは、それは歴史的に、フランス革命期にあってロベスピエールの恐怖政治を打倒し、総裁政府 *Directoire* を樹立したテルミドール派 *thermidoriens* の政治的意図や、さらには七月王政下、狂信的な貴族反動勢力に対抗して一八一四年憲章を擁護した純理派 *doctrinaire* の中庸 *juste-milieu* 主義<sup>⑫</sup>などを想起せしめるかも知れない。しかし、いうまでもなく、ジュリヤールの哲学的中道主義が、このような歴史的概念の枠内にとどまるものでないことは明らかである。前述のとおり、それが寛容と対話を重視して暴力を排除するのは、ジュリヤールによれば、政治の場において唯一の真理に到達することは不可能である、とする原則から導きだされる厳格な論理的帰結に他ならないからであり、したがって、かれの哲学的中道主義とは、いいかえれば、パスカルの相対主義的真理観<sup>⑬</sup>に依拠する哲学的相対主義 *relativisme philosophique* を意味するものとされているのである。

さて、ジュリヤールは、かれの哲学的中道主義の概念をこのように理解した後、次にその民主主義的意義について「この中道主義は、民主主義の基本姿勢の基盤となるものであり、それなくしては政、権、交、代、の、観、念、そ、れ、自、体、*notion même d'alternance*、すなわち、同じ善意をもって異なる諸政策を主張する複数のグループが相次いで権力の座を継承することが危うくされる<sup>⑭</sup>」(傍点——引用者)として、その重要性を高く評価し、これに続けて「フランスにおける新しい事実、それは今や、そこでの大多数の政治家たちが、この政治的相対主義に賛同しているということである。……これに反対して独断論 *dogmatisme* に訴え、唯一の真理なるものを主張しようとする者があれば、それが誰であって、おそらく普通選挙によって直感的に除去される結果になるだろう<sup>⑮</sup>」と述べている。たしかに、ここでジュ

リヤールが指摘するとおり、かれの哲学的中道主義——それを構成する哲学的相対主義と、それにもとづく政治的多元主義——を前提として、はじめて民主主義、少なくとも西欧民主主義に不可欠の複数政党制が認められ、また、それら諸政党・諸政党グループ間に政権交代が実現されるのであり、とりわけ一九八一年選挙以降は、それが現実に可能となり、場合によっては、それが強制されるという点についての共通の認識、いわゆるコンセンサスなるものがフランス政治階級の間形成され、一般有権者の大多数もそれを容認するに至っているのが現状であるといえよう。

こうしてジュリヤールの中道あるいは、中道主義概念を構成する第一のカテゴリーとしての哲学的中道主義は、哲學的相対主義と政治的多元主義とを本質的な構成要件とすることによって、少なくとも西欧民主主義が成立し、存続するために必要とされる原理上の基盤を与えるものとなったのであり、また、現実的にも一九八一年以降のフランスにあつて、そこでの非暴力的・平和的な政権交代の可能性と、その必要性についてのコンセンサスを形成せしめたものとして、その積極的意義は、これを認めるべきであろう。とはいへ、實際政治の局面においては、現実に政権交代を可能ならしめるための前提条件や、その一条件をなすところのコンセンサスの内容についての、より具体的な検討が必要とされるだろうし、また、そもそも政権交代とは何を意味するのかについても、より厳密な定義づけがなされる必要があるだろう。そこで以下のところでは、ケルモンヌの前掲『政権交代』に述べられたかれの所説によりながら、これら諸点について若干、触れておきたい。

まず政権交代の定義についてであるが、ケルモンヌは、その定義づけの困難さを認めたとうえで次のように述べている。すなわち、かれによれば「……一般に政権交代とは、政権党と野党との二つの政党あるいは、二つの政党連合間の交代 permutation をもたらすものである。実際には、それは現行の体制を尊重しながら、普通選挙の結果によつて政権を掌握するに至った野党の政治勢力と、一時的にせよ政権を放棄して野党の立場に置かれることになった、も

う、一つの政治勢力との間に役割の変更を生ぜしめる」(傍点——原文イタリック)ものとされるが、これに続けて、かれは「この(与野党間の)配置換え *chassé-croisé* が体制の変更なしに行われるという事実、これがきわめて重要である。この事実は、政権交代があらゆる憲法改正を排除することを意味するのではなく、政権交代を革命の非暴力的代替物とするものである」(括弧内——引用者)と述べ、さらに、かれは政権交代の意義を「……均衡と進歩を実現するために必要な二つの条件、すなわち、諸制度と政治システムの継続と、統治エリートと公共政策の刷新との両者を同一の政治的メカニズムに統合しようとする」(17)と見いだそうとするのである。(18)

さて、次にケルモンヌは、現実に政権交代を可能ならしめるための前提条件について、西欧デモクラシーの実践は、その必要条件ではあっても十分条件ではない点を指摘した後、「……政権交代が実現し、それが存続するためには、それ以外の諸条件が充足されなければならない。すなわち、それは政党システムと、政治的コンセンサスの内容(状態) *état du consensus politique* とに関わるものである。……」(20)と述べ、両者について概略、以下のとおり説明を加えている。まず前者、政党システムについて、政権交代は、それが政治的多元主義にもとづく複数政党制、それも通常、すでにデュヴェルジェが『政党論』(一九五一年)に「この分野(政権交代)にあつては当然、政党の数がきわめて重要な役割を發揮する。すなわち、政権交代は二党制 *dualisme* を前提とする」(括弧内——引用者)と述べているとおり、二党制の下にあつて、はじめて実現するものとされてきた。たしかに政権交代は、一七・八世紀以来、議會政治と共に二党制を發達させてきたイギリスを始めとして、同じく二党制下にあるアングロサクソン系諸国において実現されているのであり、これに対して、多党制 *multipartisme* 下におかれた「大陸ヨーロッパにあつては、第二次世界大戦に至るまで、そこでの統治グループと公共政策の刷新は、政権交代の結果としてではなく、さまざまな状況に対応して諸政党連合 *coalitions* が左右両翼のいずれか一方に傾斜して變動した結果によるものであつた」(22)



ところが、これもケルモンヌによれば、第二次世界大戦後になると多党制下にある諸国、たとえばデンマーク・スウェーデン、さらにはスペイン・ギリシアなどの諸国においても政権交代が実現する。しかし、ここで注意する必要があるのは、同じ多党制をとる国であっても「それ(政権交代)が可能であったのは、そこでの政治的諸勢力間に二極分化、bipolarisationが進展した諸国にのみ限られている」(傍点、括弧内——引用者)とする、かれの指摘である。

この点、フランスにあっては既述のとおり、一九五八年に第五共和制が発足し、いわゆるドゴール体制が成立して二三年が経過した後、一九八一年になって漸く左翼政権が樹立され、政権交代が実現したのであるが、それは、まさにケルモンヌが指摘したとおり、多党制下のフランスに新生社会党を中心とする左翼連合ブロックが結成され、旧ドゴール派と中道右派の諸グループからなる右翼・中道右派連合との間に二大政党ブロックが形成された結果に他ならなかったからである。<sup>24</sup> 多党制下にあっても政権交代を実現せしめるための前提条件として、そこでの諸政党・政治勢力間に相対立する二大政党ブロックが形成され、政治システムの二極分化が要請されるとする、こうしたケルモンヌの指摘の意義あるいは、その重要性については、後述する予定の政治的中道主義の問題性をとりあげる際に、改めて考察する機会があるだろう。

次に後者、それは政権交代を可能ならしめる、もう一つの前提条件としてケルモンヌが指摘したところの政治的コンセンサスの内容あるいは、その限界の問題であるが、この点についてケルモンヌは、まず「政党システムを超えたところで、つまり社会との関連において相互に競争関係にある政治的諸集団は、政党システムと同じく政権交代の実現と、その頻度を条件づけている。政権交代は、実際には、それら政治的諸集団の側に、いくつかの本質的諸価値についての最低限のコンセンサスが存在することを前提としている」<sup>25</sup>と述べた後、レオ・アモンの所説<sup>26</sup>によりながら、これら最低限に必要とされる政治的コンセンサスを以下の三項目に要約し、摘示する。すなわち、その第一は、いわ

ゆる「復路切符」《ticket de retour》が保証されていること、つまり「……諸政党の活動を規制する行動様式 *comportement des partis* によって、選挙戦に敗北して政権の座を離れ、野党の側に立つことになった政治的諸集団に対して、それら諸集団が選挙戦に勝利した場合には、再び政権の座に復帰する機能が保証されている」(傍点——引用者) ことがそれである。そして、この「復路切符」権は、例外なく認められるべきであり、また、相対立し抗争する諸政党のすべてが、選挙人の裁定によってのみ統治の正当性を付与されるべきであるという、いわば民主主義の基本原理を心底から受容することを意味するものであり、それによって、はじめて保証される権利に他ならない。

政権交代を可能ならしめるために必要な政治的コンセンサスの第二は、諸政党間に基本的な諸制度 *institutions* についての合意が存在すること、すなわち、ケルモンヌによれば「諸政党間に自由な政権交代がなされるためには、……それら諸政党が既存の政治体制について、その正当性を承認することが必要である」<sup>(28)</sup>とされている。ただし、これもケルモンヌの指摘であるが、ある政党がその綱領に、憲法上の何らかの規定改正を意図する趣旨の記載をすることは何ら差支えなく、たとえば一九八一年の大統領選挙に際して、ミッテラン候補は、その選挙綱領である一一〇項目の提案中に、大統領任期の七年から五年への短縮か、もしくは任期七年・再選禁止制への変更を掲げていたのである。<sup>(29)</sup> それゆえ、ここで必要とされる諸制度に関する合意とは、より一般的に「……相対峙する政治的諸集団間に、少なくとも暗黙裡にゲームのルール《*règle du jeu*》、すなわち、自由民主主義 *démocratie libérale* の諸価値についての合意」<sup>(30)</sup>(傍点——引用者) を意味するものとされるのであるが、それにしても、この自由民主主義の諸価値とは、あまりにも抽象的で漠然とした観念であり、その解釈を巡って疑問の余地が残されているといわざるをえない。

最後に、円滑な政権交代を可能ならしめるために必要な政治的コンセンサスの第三の要因は、新たに政権の座に就いた政治集団による権力の行使には一定限度の制約が課せられているということである。すなわち、新政権はまず、

前政権から国家責任、responsabilité de l'Étatを継承し、これを負担しなければならず、この責任負担は、とりわけ国家の対外関係面——外交・防衛・通貨の諸政策——において顕著である。しかし、もちろん新政権は、それまで実施されてきた対外的諸政策に明白な変更を加えることは可能であり、ただ、その場合には従来の政策を十分考慮に入れ、これを尊重することが必要とされるのである。ところが、これに対して対内政策面にあつては、政権交代によつて成立した新政権の活動範囲はより大であり、たとえば、それは、かつてのイギリスの場合と同じく、フランスにおいても一九八一年に実現した左翼政権が、大胆な企業国有化政策を実行したことに示されている。とはいへ、いうまでもなく政権交代は、革命とは全く別物であり、新政権に与えられる権力は、それによつて「……適切な諸改革を積み重ね、漸進的に社会を変革する」<sup>31)</sup>ことは可能であつても、それは、あくまで明示的な委任を前提としてなされるべきものとされるのである。なお、以上の述べたとおり、政権交代によつて成立した新政権は、その諸政策を実施しようとする場合、これに対して政治的に多様な制約が加えられるのであるが、その他にも新政権による権力の行使が、いわゆる違憲立法審査制にもとづく法律的統制の下におかれることもある点に留意しなければならない。フランスにおいて一八九七四年に憲法第六一条二項が改正され、新たに一定数(六〇名)の国民議會議員または元老院議員に対して、憲法院への違憲立法審査請求権が認められた結果、政府反対派議員がこれを利用して<sup>32)</sup>、憲法院の違憲立法審査権が反権力的機能を發揮する可能性に道が開かれたのである。

## (2) 政治的中道支配の継続

前述のとおり、ジュリヤールによつて中道主義の第二の類型とされているのが政治的中道主義であるが、それは、いうまでもなく政治的中道あるいは中道派による統治を意味しており、それがまた、中道主義の通常の利用法であると

いえよう。その場合、この中道あるいは中道派について、一般的には「あまりにも保守的であると判断される右翼と、その内容が容認しがたい急激な経済的・政治的・社会的変革を綱領に掲げる左翼との中間に位置する政治的諸党派を意味する用語である。中道(派)は、政治生活にあって蝶番的役割 *role charnière* を演ずるために穏健な改良主義を推奨し、しばしば、その中間的政治路線を認めさせるべく左翼・右翼の双方を交互に支持するようになる」と説明されている。しかし、ここでジュリヤールが問題とする政治的中道主義は、より厳密に二つの相異なる形態に分類される。すなわち、かれによれば、その第一の形態は、「……選挙に際しては優先する左右両翼間の区分 *division droite-gauche* を(選挙後に) 跨ぎ越える形で、左右両翼それぞれの穏健派を同じ統治体 *formation gouvernementale unique* に結合する」(括弧内——引用者) ものであり、具体的には、一九三九年以前の第三共和制下における結集《*concentration*》<sup>34</sup>と総称された諸政府、第四共和制発足当初の三党政治《*tripartisme*》<sup>35</sup>解体後に始まる第二勢力《*troisième force*》<sup>36</sup>などが、これに該当するものとされる。

次に、ジュリヤールは、政治的中道主義の第二の形態について「……もう一つの形態は第一の形態に先行する。それは左翼・右翼の両概念を拒否し、自らの多数派たるべき使命を確認して、政治的配置の中央部に独自の政治組織を構築しようと試みるものである」<sup>38</sup>と述べている。ここでかれが、政治的中道主義の第一の形態に先行するものとする、その第二の形態が具体的に何を指しているのか、かれ自身の言葉からは明確ではない。おそらく、それは、前記したテルミドール派や純理派などのことではないかと推測されるが、それはさておき、注目したいのは、この引用文に続けて、かれが述べている以下の指摘である。「われわれにとって現在、このような試みが日の目を見る何らかの機会があると想像することは困難である。(たとえばヴァレリー・ジスカール・デスタンの政治理念がそうであったように) 穏健な政策 *une politique modérée* を追求しようと決意した右翼の政治集団を中道的《*centriste*》と名づけ

る場合は別として、フランスにあつても外国におけると同様、真に中道を支持する選挙民 *electorats* は存在しない。……たとえ観念的には、中道的感覚にもっとも近い選挙人 *electeurs* であつても、かれらは政治的には左利きか右利きか、とどのつまり、左翼を支持するか右翼を支持するか、そのどちらかである」(括弧内——原文、傍点——引用者)。

つまり、ここでジュリヤールは、第三・第四共和制下の中道政治(政治的中道主義の第一の形態)の消滅後に成立した第五共和制にあつては、政治的中道主義の第二の形態もまた、それを支持する選挙民が存在せず、それゆえに、それが実現あるいは復活する可能性を否定する。ただし、その場合、右の引用文中、傍点を付した箇所にもみられるとおり、かれの主張には一つの重大な留保がなされている点に留意しなければならない。それは、もはや繰り返すまでもなく、政治的中道主義が第五共和制下に、その第一・第二の形態として再現する可能性を否定しながらも、かつてジスカール・デスタンが構想した、右翼穏健派主導の下に左右の両極端派を排除し、中道諸派から左翼穏健派までを包含する広範な多数派勢力を構成しようとする、いわば政治的中道主義の第三の形態——それは通常、連合、rassemblement といわれるものに相当すると思われる——が出現する可能性を示唆しているのであり、その意味するところを改めて考察する必要があるだろう。

そこで以下のところでは、右に要約した政治的中道主義に関するジュリヤールの所説を前提としながら、はじめに第三・第四共和制を通じて、そこでの政権交代を、少なくとも完全な形では実現せしめなかった政治的中道支配の継続過程を概観し、次いでジュリヤールが言及したジスカール・デスタンの新中道主義的支配の構想、すなわち、いわゆる連合ラサンブルマン構想について述べることにする。

まず前者について、一八七〇年九月に第二帝政が崩壊し、フランスに共和制が確立されたのは、それから約一〇年を経過した後、すなわち、王党派のマクマオン *Mac-Mahon* に代わって共和主義者のグレヴィ *J. Grévy* が大統領に

就任した一八七九年一月のことであった。それ以後、第三共和制は、第一次世界大戦が終了した一九一九年までの四〇年間にわたり、たとえばブーランジスム運動やドレイフュス事件など、幾度かの体制的危機に見舞われながらも、政権交代を経験することなく、そこでは一貫して共和派による政治的中道支配が継続した。もちろん、この間にあっても、同じ共和派内部にティエール以来の保守的共和主義者からなる穏健派 *modérés* 〓 中道右派と、これを日和見主義 *opportunisme* として非難し、社会的共和制を主張する急進派 *radicaux* 〓 中道左派との対立があり、その内閣は、ほとんど常に一年に満たない短命内閣であった。<sup>(40)</sup> とはいえ、それらの内閣は、いずれも同じ政治家族のメンバーをもって構成されていたのであり、内閣の不安定は中道右派と中道左派間の振動、重心の移動によってもたらされたものに過ぎなかった。<sup>(41)</sup> こうして第三共和制のこの時期における中道諸派連合、*conjonction des centres* 政権は、一九一九年、厳密には一九一四年の第一次世界大戦勃発に至るまでの間に、相次ぐ内閣危機——ケルモンヌによれば、この時期の四〇年間に内閣の交代は五二回にまで達するとされている<sup>(42)</sup>——に悩まされながらも継続し、しかも、一九一四年四月から五月にかけて実施された総選挙では、社会党を合わせれば優に三百を超える議席を獲得するまでの成果を挙げていたのである。<sup>(43)</sup> しかし、前述のとおり、同年七月に第一次世界大戦が勃発し、ポアンカレ R. Poincaré 大統領下にヴィヴィアニ R. Viviani 内閣の総動員令が発せられ、次いで議会も満場一致、政府への全権委任を採択して挙国一致の戦時体制 〓 神聖連合、*Union sacrée* が成立したが、<sup>(44)</sup> 中道派連合は、その時点までは事実上、解体することなく存続したといえよう。

さて、一九一九年六月、ヴェルサイユ講和条約の締結から一九三九年九月の英仏両国による対独宣戦布告までの約二〇年間、それはフランスにおける第三共和制の後半期に相当するわけであるが、この時期にあってもフランスでは完全な形での政権交代を実現するには至らなかった。確かに第一次世界大戦直後の一九一九年二月の総選挙の結果、

保守・中道右派の国民ブロック、Bloc national が六一三議席中、四三三議席を獲得して、いわゆる軍服議会 Chamberre 《Bleu horizon》なるものを出現せしめ、その翌年一月には、かれらの首領であるミルラン A. Millerand を首相とする内閣が成立し、さらに同年九月、かれは大統領に就任する。とはいえ、これら一連の動きからして、それを政権の左翼から右翼への交代とみるのが可能であろうか。ケルモンヌは、この点について、一九二〇年から一九二四年五月総選挙までの諸内閣にあっても「……急進派や左翼共和派の閣僚が入閣していたという事実は、それら諸政府が右翼の政府であるよりも、それ以上に(中道諸派の)結集、concentration による政府であると思わせる」<sup>(45)</sup>(括弧内、傍点——引用者)と述べ、一九一九年以降、一九三九年に至る戦間期にあっても、ジュリヤールのいわゆる政治的中道支配の第一の形態としての結集が継続するといっているのである。そして、これも前記したジュリヤールの指摘に関連するが、ケルモンヌによれば、この時期におけるフランスの政治生活は、「……選挙に示された多数派と、選挙後に構成される政府の多数派との間の相違を際立たせる、両者間の対比によって特徴づけられる」<sup>(46)</sup>(傍点——原文イタリック)ものとされ、さらに、かれは続けて、それを具体的に次のように説明する。「前者(選挙多数派)が国民における左翼と右翼への二極分化を維持し続けているにもかかわらず、後者(政府多数派)は、急進党によって構成される機軸政党 parti pivot の周辺に中道に向けて集まる諸連合体を政権の座に集合させる。この矛盾は、社会党と共産党が共に政権参加を拒否したことによって一そう深まる結果となり、政権交代のための種々の試みをすべて失敗させる結果を招いたのである」<sup>(47)</sup>(括弧内——引用者)。

ここでケルモンヌが指摘している選挙多数派と政府多数派間の矛盾、そして、それが結果的には政権交代の実現を妨げた事例は、一九一九年選挙に勝利した右翼軍服議会の場合を別にして、かれによれば、第三共和制の後半期に三度にわたって生じたものとされる。すなわち、その第一の事例は、一九二四年選挙の結果、急進社会党と社会党

——この時点では、同党は一九二〇年末、トゥール大会において共産党と分裂し、党首レオン・ブルムの指導下に新たな社会主義路線を模索しつつあった——とをもって構成される左翼カルテル *cartel des gauches* が右翼諸派に大勝したにもかかわらず<sup>48)</sup>、そしてまた、右派勢力を代表するミルラン大統領を辞任せしめ、急進社会党のエリオE. Herriotを新内閣首相の座に就かしめたにもかかわらず、この新内閣には始めから社会党が閣外協力の立場をとって参加せず、さらに、同内閣に右翼ないしは中道右派系の閣僚が加わっていたこともあり、したがって、エリオ内閣には、その発足当初から選挙多数派と政府多数派との間にずれが存在していたという事実である。こうして左翼カルテルを基盤として成立(一九二四年六月)したエリオ内閣は、その後、数次にわたる首相交代を経た後、結局、社会党の主張する資本課税に反対した資本家階級の強硬な抵抗があり、いわゆる金力の壁に突き当たって一九二六年七月、右翼保守派に支持されたポアンカレに首相の座を譲らざるをえなかったのである(左翼カルテルから国民ブロックへの回帰<sup>49)</sup>。

次に、その第二の事例は、前回選挙(一九二八年四月)時から復活した小選挙区二回投票制にもとづく一九三二年五月選挙の結果<sup>50)</sup>、圧倒的に勝利した左翼・中道左派勢力(第二次左翼カルテル)に支持され、成立した第三次エリオ内閣が社会党との連立政権の実現に成功せず、一九二八年以来の中道諸派連合政権を継続するにとどまり、さらに、その翌年一二月に発覚したスタヴィスキの疑獄事件と、それに続く二月六日(一九三四年)騒擾事件の発生により、議会の信任を得て成立したばかりのダラディエE. Daladier急進社会党内閣であったにもかかわらず、同内閣が事件発生の責任をとって辞職(二月七日)に追い込まれた後、これに代わって元大統領のドゥーメルグG. Doumergueが急進社会党から右翼諸派までを包括する国民連合Union nationale政権を樹立するまでの一連の過程である<sup>51)</sup>。それは要するに、ケルモンヌの表現によれば、一九二六年におけるポアンカレ内閣の成立に次いで「……再度、同一立



法会期中に選挙多数派による左翼への位置決定を裏切る、右翼への横すべり *glissement a droite* が生じた」ことを意味していたのである。

ところが、右に述べた第一次(一九二四年)・第二次(一九三二年)左翼カルテル諸政権が、少なくとも萌芽的には政権交代への可能性を与えられていたにもかかわらず、それまでの政治的中道支配を継続せしめることにより、選挙多数の意思を裏切る結果になったのに反して、一九三六年四月から五月にかけて実施された選挙の結果は、いわゆる人民戦線 *Front populaire* (正式名称は人民連合 *Rassemblement populaire*) 派が勝利し、短期間ではあったが前二者のように一時的で曖昧な政権の移動ではなく、真の意味での右翼から左翼への政権交代を実現させる成果をもたらしたものとさえいよう<sup>58</sup>。それは、この選挙によって急進社会党を凌ぎ、はじめて第一党の座を占めた社会党の党首レオン・ブルムが政府首班として内閣を組織し、これに第二党となった急進社会党も、エリオに代わり新たに総裁に選出されたダラディエが副首相・国防大臣として、他の急進社会党閣僚八名と共に参加した事実からしても明白である。とはいえ、反ファシズムとパンと平和と自由をスローガンとする人民戦線綱領に同意し、選挙では得票と議席を大幅に増加させ、人民戦線の重要な一翼を担うことになった共産党が、その理由は別として始めからブルム内閣に参加せず、閣外協力の立場にとどまったことは、同内閣の発足(一九三六年六月四日)後、ほどなくスペインに内戦が勃発(同年七月一七日)したことと相俟って、ブルム内閣と人民戦線の前途に暗影を投ずるものであった。

ブルム内閣はまず、発足直後の六月七日、マティニオン協定を労使の代表者間に締結させることに成功し、ストライキと工場占拠の波を鎮静化に向かわせたが、それと同時に、人民戦線綱領の実現をめざして多数の法案を議会に提出する。こうしてブルムの実験とよばれる諸改革が開始され、画期的な成果を挙げたブルム内閣であったが、同内閣と、これを支持する人民戦線派にとって最初の試練となったのが前記、スペイン内戦の勃発である。それは反ファシ

ズムの立場から、フランコ將軍の反乱軍と戦うスペイン共和政府を支援するため、フランス政府が内戦に干渉して武器援助をなすべきか、否かの重大な選択を迫るものであったが、ブルム内閣は、さまざまな紆余曲折を経た後、当初の方針を変更してスペイン内戦への不干渉政策を採択(同年八月八日)する。ところが、この不干渉政策に対しては人民戦線内部の左派勢力、とりわけ共産党が強硬に反対し、同年一二月四日、共産党議員は下院においてスペイン問題に関する政府提案に棄権票を投ずるに至ったが、それは、いうまでもなくブルム内閣に対する不信任を意味しており、人民戦線内部の不統一を露呈するものであった。そして、これと同じ不統一が、すでに同年一〇月に開催された急進社会党大会においても顕在化していたといえよう。すなわち、この大会では、ブルム内閣の成立以前から、社会的危機とストライキ運動の高揚に不安の念を表明していた党内右派勢力の台頭が顕著にみられ、その一部は、露骨に共産党を批判して同党とは絶縁すべきであると主張し、また、多数を占める他の一部は、秩序の維持と所有権が尊重されるための保証を要求したが、これもまた、人民戦線内部に潜在する亀裂を表面化したものに他ならない。<sup>54)</sup>

知られるとおり、ブルム内閣は、その翌年二月、悪化の一途を辿る経済・財政面での危機的状況を緩和するため、人民戦線綱領にもとづく諸改革の休止、*pause*を宣言したが事態は好転せず、同年六月には増税や公共料金の引き上げを骨子とする財政上の全権委任法案を議会に提出する。ところが同法案は、急進社会党右派が主導する上院によって反対され、その結果、ブルム内閣は同月二一日、退陣に追い込まれたのである。それは同内閣が発足して、わずか一年余り後のことであった。<sup>55)</sup>ブルム内閣退陣の翌日、急進社会党・社会党連立の(第三次)シヨータン C. Chautemps内閣が成立し、これにはブルムも副首相として入閣した。しかし、それが真正な意味での人民戦線政府でなかったことは明らかである。それ以後、一九三八年四月に(第三次)ドラディエ内閣、かれのいわゆる国防政府が成立するが、それが独立派 *independants* のレイノー <sup>56)</sup> P. Reynaud をも加えた事実上の急進社会党単独政権であり、その急進社会

党が同年一〇月のマルセイユ大会において人民戦線からの正式離脱を宣言し、翌月、これを人民戦線全国委員会に通告するまでの経過については、もはや多言を要しないであろう。それは要するに、一九三五年に結成された反ファシズム人民戦線が名実共に解体する過程であり、第三共和制が迫り来る第二次世界大戦を前にして、再び混沌とした政治的中道支配に復帰する過程でもあったわけである。

さて、次に第四共和制における第三勢力もまた、第三共和制下の結集と同様、ジュリヤールの分類による政治的中道支配の第一の形態、すなわち、中道諸派連合政権に該当するものであったことは前述のとおりであり、また、第三勢力が政権の座にあったのは一九四七年から一九五一年まで、厳密には一九四七年五月、ラマディエ内閣からの共産党閣僚の追放後、一九五一年六月選挙と、それに続く(第二次)プレヴァン R. Pleven 内閣成立までの短期間であった点についても、すでに注記したところである。ただし、これとは別に第三勢力をより広義に理解して、一九四七年五月の三党政治解体以後、一九五八年六月、議会によるドゴール將軍への全権付与により、第四共和制が崩壊するまでの全期間を通じて、少なくとも第三势力的中道支配が継続したとする見方もあり、むしろ、そうした見方がより一般的になされているようである。<sup>57)</sup>とはいえ、その場合にあっても、次の二点は確認しておく必要があるだろう。

すなわち、まず第一に、一九五一年六月選挙、それは第四共和制における第二回目の総選挙であったが、この選挙を転機として第三勢力の右傾化が決定的になった点を指摘しなければならない。この選挙は、いわば人為的に第三勢力が議席の安定多数を確保するため、(第三次)クイユ H. Queuille 内閣によって提案された新選挙法、いわゆるアパラントマン *apparentement* (連合名簿) 方式を認める比例代表制にもとづいて実施されたが、その結果、共産党の大幅な議席減があったものの、右翼におけるドゴール派(フランス人民連合 RPF) のめざましい進出(得票率二一・六%、議席数一二〇)があり、第三勢力を構成する中道諸派は、アパラントマン方式に助けられながらも、右翼穏健諸

派を含めて漸く得票率と議席の過半を占めるに過ぎなかった<sup>59</sup>。さらに、この選挙後、一カ月以上も続いた政治的空白(後継組閣難)を経た後、同年八月になって漸く成立した前記、(第二次)プレヴァン内閣の下で強行されたバラランジェ Barange 法の採択(同年九月一〇日)にも注目しなければならない。なぜなら、同法は、国庫による初等私立(教会)学校への財政援助を公立学校と共に認めるものであり、これには社会党が反教権主義の立場から政教分離の原則に違反するとして強硬に反対し、同法を支持するMRPと激しく対立していたにもかかわらず、同法が採択されたことにより、これを契機として社会党が事実上、政権与党の座から離れる結果になったからである。それ以後、第三勢力は、その左翼的支柱を失って流動化し、まず右翼の穩健諸派、次いで反体制的であったRPFの政治的比重を著しく増大させるに至ったことは、たとえば一九五二年三月、右翼穩健派のピネー A. Pinay 内閣が社会党を除く中道諸派の他、二七名のRPF所属議員の支持によって成立し、また、翌一九五三年六月には、ここでも一カ月以上にわたる政治的空白の後、同じ右翼穩健派のラニエル J. Laniel 内閣が発足した事実からして明らかである。

次に、その第二点として指摘しておきたいのは、一九五六年一月二日に急遽、実施されることになった解散総選挙を間近に控えた、その前年、十二月五日に公表された共和戦線 Front républicain の結成と、その意義についてである。それは、急進社会党右派のフォール E. Faure 首相に代わり、新たに同党の指導権を掌握した元首相マンデス＝フランス P. Mandès-France をリーダーとし、社会党・急進社会党(マンデス派)・UDSR(ミッテラン派)・社会共和派RS(旧ドゴール派の一部、シャバン＝デルマス J. Chaban-Delmas 派)を結集する新多数派、いわゆるディエン・ビエン・フーの多数派《majorité de Diên Biên Phu》を議会に再現するための選挙連合であり、そのスローガンとされたものは、何よりもアルジェリア問題の平和的解決と、それによる共和国の防衛であった。しかし、選挙の結果<sup>60</sup>、共和戦線派は選挙前の予想に反し、辛うじて議席の相対多数を占めるにとどまり、しかも、同年二月五日に

成立した社会党モレG. Mollet内閣に共和戦線の提唱者であり、その精神的《moral》支柱でもあったマンデス＝フランスが、かれの期待した外相としてではなく、単なる無任所相として入閣していた事実は、その後における共和戦線と、モレ内閣の命運を予示するものであったといえよう。

ところで、議会の内外における共和戦線勢力を基盤とし、共産党の支持もあって成立したモレの新内閣は、それが成立した時点では、たしかに左翼的であり、また、その限りにおいて政権交代が実現したといえるかも知れない<sup>(61)</sup>。しかし、それは、いわば一瞬の出来事に過ぎなかった。なぜなら、モレ首相は、その内閣成立直後の二月六日、激化の一途を辿るアルジェリア情勢を視察するため、現地アルジェに到着したが、そこで入植者コロンの大規模な抗議デモに遭遇して侮辱され、これを契機としてコロンの要求に屈したかれは、それまでの平和的解決方針から一転してアルジェリア民族解放戦線FLNと軍事的に対決し、これを制圧するという強硬手段をとるに至ったからである。こうして共和戦線が結成された第一の目標は事実上、放棄され、これに抗議して同年五月二三日、マンデス＝フランスが閣外に去るといふ事態を招いたが、それは、共和戦線それ自体の消滅を意味していたのである。

モレ内閣は、マンデス＝フランスが辞任して約一年後の一九五七年五月、アルジェリア戦争の遂行に必要な軍事費の調達を招いた財政危機を打開するため、議会に提出した増税案が否決されて退陣した。しかし、その退陣は、第四共和制下における政治的中道支配の行き詰りを示すものであったばかりでなく、同時に、第四共和制が、その体制的危機の最終段階に突入する画期をなすものであったといえよう。モレ内閣の退陣後、いずれも急進社会党反マンデス派のブルジュエス＝モヌーリM. Bourges-Maunoury、ガイヤールF. Gaillardの両内閣が長い政治的空白の後、相次いで成立した<sup>(62)</sup>。しかし、これら両内閣は、もはや議会に内閣を支持する基盤に欠け、それらが期待しうるものは「反対にまでは至らない消極的棄権に依存する相対多数」<sup>(63)</sup>派の存続に過ぎなかった。第四共和制は、その後、一九五八年

二月八日に突発したフランス現地空軍によるチュニジア領サキエト村の爆撃事件を契機とするガイヤール内閣の辞職(四月二五日)と、その一カ月後におけるMRPフリムランP. Pflimlin内閣の成立(五月二三日)、そして、この日を期して強行された現地コロンのアルジェ総督府の占拠、コロンの軍部が合体した「市民と軍人の公安委員会」の設置など、一連の事態の急激な進展を経た後、最終的には、同年六月一日、議会に出席したドゴール将軍が首相として信任され<sup>64</sup>、その翌日、議会が新政権に対して六カ月間の全権委任と、国民投票を前提とする憲法制定権を付与したことにより、事実上、崩壊するに至ったのである。やがて同年九月二八日に実施された国民投票の結果<sup>65</sup>、新憲法案が圧倒的多数をもって承認され、第五共和制が成立する。しかし、それは、いうまでもなく体制の変革であり、政権の交代ではなかった<sup>67</sup>。

第三・第四共和制における政治的中道支配の継続過程は、以上に概観したとおりであるが、次に後者、すなわち、先に指摘したところの政治的中道主義の第三の形態——第五共和制下にジスカール・デスタン大統領が構想した新中道主義的支配の形態、いわゆる連合ラサンブルマン方式——についても簡単に述べておかなければならない。

一般に政治用語としての連合ラサンブルマンとは、ケルモンヌによれば「……戦時あるいは国家的危機に対処するため、(超党派的立場から)左右の両極端派を除くすべての諸政党を包括して同一政権に結集しようとする」(括弧内——引用者)ものであり、したがって、その構想がジスカール・デスタンに独自のものでないことは明らかである。たとえば、前述のとおり、一九五八年六月一日、議会によって首相に信任され、全権を付与されたドゴールの新政権は、急迫するアルジェリア独立問題の即時解決という危機的状況に直面して「ピネーからギー・モレに至る政治的諸勢力のすべてを結集する」<sup>68</sup> 応急の暫定政権であったが、その限りにおいて、この政権は連合ラサンブルマン構想を實現したものといえよう。さらに遡って一九四七年四月、発足間もない第四共和制下にドゴールが創設したRPF

(フランス人民連合、Rassemblement du peuple français) もまた、その名称に示されるとおり、かれのこうした構想に由来するものであり、むしろ、この構想は、かれの政治理念、いわゆるゴーリズムに不可欠の一構成要素となっていたのである。

さて、次にジュリヤールが指摘したジスカル・デスタンの新中道主義的連合＝ラサンブルマン構想について、ケルモンヌは、ドゴールのラサンブルマン構想が多分に夢想的であり、神話の風味、savour d'un mythe を帯びていたのに比して、ジスカル・デスタンのそれは、より散文的であると評している。<sup>(70)</sup> たしかにジスカル・デスタンの場合、かれは一九七四年に実施された大統領選挙の第一回投票において、一部ドゴール派(シラク派)に支援されて決選投票に進出し、左翼統一候補ミッテランを僅差で破り、大統領に選出されたが、議会にあってかれを支持する独立共和・中道諸派勢力は少数派であり、<sup>(71)</sup> それゆえ、かれにとって何よりも必要とされたのは議会の内外において、かれを支持する拡大された大統領多数派を新たに形成することであった。ジスカル・デスタンの連合＝ラサンブルマン構想は、こうした政治的要請に應えるための一時凌ぎの応急的産物に他ならず、この意味において、それはきわめて現実的であったといえよう。

一九七四年五月二七日、第五共和制にあって最初の非ドゴール派大統領に就任したジスカル・デスタンは、ドゴール派のシラクを首相に任命してゴーリス、共和国 république 《gaulliste》の継続を保証したが、かれは同時に、その就任演説において「……この日からフランス政治の新しい時代が始まる。それはフランスにおける刷新と変化の新时代である」と述べながら、かれの前任者であったポンピドゥー、さらには第五共和制の創設者であるドゴールについては、その名前にすら言及せず、そこではマルクス主義的左翼と共にドゴール主義的右翼とも一線を画し、両者の中間に先進的自由主義、libéralisme avancé を旗印とする拡大された大統領多数派、すなわち、広範な中道主義的連

合ラサンブルマン勢力を結集するという、かれの政治的意図が示されていたのである。とはいえ、かれのこうした連合ラサンブルマン構想が具体化されたのは、彼が大統領に就任して約三年後の一九七七年五月における共和党PR (Parti républicain) の結成によってである。<sup>73)</sup> さらに、その翌年二月(正式には二月一日)、目前に迫った国民議会選挙に備えて、この共和党を機軸とし、社会民主中道派CDS、急進党その他の中道諸派を傘下に収めた諸政党連合体 confédération としての前記、フランス民主連合UDFが成立する。しかし、UDFは、その成立時における諸状況からして確立された党機構と明確な綱領に欠け、ただ右翼の保守主義と左翼の集産主義から自らを区分し、識別する中道主義《centrisme》を旗印として掲げるのみであり、それゆえ、それは、党の機構と綱領の両面において如何に自己を規定するかの課題を、その後にも抱え続けることになるだろう。<sup>74)</sup>

すでに指摘したとおり、UDFは、一九七八年三月に実施された国民議会選挙の第一回投票において、得票率ではシラクの共和国連合RPRのそれを僅かに上回りながら、第二回投票の結果、確定した議席数ではRPRの一五四議席に対してUDFのそれは一三七議席にとどまり、多数派第二党の地位に甘んじなければならなかった。<sup>75)</sup> そして、その三年後、一九八一年五月の大統領選挙では前大統領ジスカール・デスタン自身の再選が成らず、また、それに続く六月の国民議会選挙にもUDFは大敗し、<sup>76)</sup> その結果、かれの新中道主義的連合ラサンブルマン構想も、第五共和制下における左右両翼への二極分化構造の狭間に、その実現へ向けての現実的基盤を欠き、消滅するに至ったのである。<sup>77)</sup>

さて、ここで先に述べたジュリヤールの政治的中道主義に関する所説に立ち戻るならば、かれは、第三・第四共和制下に継続した中道政治、すなわち、政治的中道支配の第一の形態が、それに先立って出現した第二の形態も含めて、第五共和制にあっては復活する可能性を否定しながらも、なお、それが第三の形態——ケルモンヌによれば、それはドゴールに始まり、ジスカール・デスタンによって構想された右翼穏健派的連合ラサンブルマン方式であり、また、



注記したミッテラン大統領による左翼、穏健派主導下の連合構想も、これに該当するものとされていた——としては再現することもありうる点に留意し、以下、一部重複する箇所も含めて引用すれば、「たとえ観念的には中道的感覚にもっとも近い選挙人であっても、かれらは政治的には左利きか右利きか、とどのつまり、左翼を支持するか右翼を支持するか、そのいずれかである。それならば考えられうる政治的中道主義はもはやありえないのであろうか、その通りである。ただし、この中道主義は一つの傾向的、もしくは漸近線的形態、une forme tendancielle, ou asymptotique としてはありうるだろう。それは、かのジスカール・デスタンがよく知られた方式、すなわち、フランス人は中道において統治されることを望んでいる、les Français veulent être gouvernés au centre と表現した形態である」(傍点——引用者)と指摘した後、さらに続けて「このような中道主義は、必ずしも特定の政治団体、あるいはまた何らかの連立システムに基盤を置くものではない。それは、ただ個別の諸問題毎に、その都度、最大限可能なコンセンサスの要請に応えようとするものである。エドガール・フォール E. Faure のいわゆる観念的多数派《majorité d'idées》の概念に類似する、こうした中道主義は、中道(派) le centre が万人に属するものであり、特定の如何なる者の所有物でもありえないことを要請する規制(調節)的観念、idée régulatrice である。これを言い換えるならば、中道(派)とは、いわば空き地、lieu vide ではあるが、しかし、それは誰もが自由にそこを通り抜けることができる共和国のコンコース(中央通路) salle des pas perdus de la République のようなものである」(傍点、括弧内——引用者)と述べ、かれの政治的中道主義に関する所説を締め括っているのであるが、それは中道政治の核心を衝き、示唆に富む指摘であるといえよう。<sup>(86)</sup>

## (3) 中道政治と民主主義

大革命以後、第五共和制の発足、厳密には一九六二年の憲法改正による大統領の直接公選制の採択に至るまでの近代フランスにおける政治的進化の過程を概観し、これを大雑把に表現すれば、そこでの左翼あるいは右翼のいずれかによる単独支配がなされた例外的時期——それは、たとえば対外戦争・革命・内乱・クーデタといった体制の変革期であったが——を別にすれば、デュヴェルジュが述べたとおり、「大部分の体制下——総裁政 *Directoire*、第一帝政、七月王政、第二帝政、第三・第四共和政——にあって、フランスの政治は中道(派)によって支配されてきた」<sup>81)</sup>のであり、この中道政治の継続こそ、大革命以後のフランス政治過程を特徴づけるものに他ならない。

そこで以下のところでは、本稿、最後の課題として「大革命以後のフランスが第五共和制に至るまで、ほとんど中斷することなく実践した中道政治の伝統的メカニズム」<sup>82)</sup>がもたらした諸効果あるいは、その問題性を本稿の始めに述べたとおり、民主主義の政治理念との関連において考察するわけであるが、その場合、まず指摘しておきたいのは、中道政治の積極的効果、その民主主義的意義についてである。この点についてケルモンヌは、西欧民主主義の基本原則としての政治的多元主義を現実に保証するための政権交代と、それを可能ならしめる前提条件を論じた際、結論的には、中道諸派連合の継続支配に対する権力の二元的政権交代の優位性を認めながらも、政権交代の実現が歴史的あるいは制度上の何らかの事由によって阻害される場合に、それへの代替的対応として中道諸派連合が有効に機能した点を指摘し、その民主主義への貢献を評価して次のように述べている。「何はともあれ、これら中道諸派連合の多様な諸形態は、ただ政権交代のみが民主主義を専有するものではないことを立証しているように思われる。とはいえ、思慮深い観察者にとって政権交代が、それによってもたらされる諸結果を全体として考慮するならば、中道諸派連合よりも格段に優れていることは明白である」<sup>83)</sup>(傍点——引用者)。

この中道政治の民主主義的意義については、デュヴェルジエもまた、フランスに始めて中道政治が実現した時点を、大革命と王政復古が相次いで共に挫折した一八三〇年に認め、「それ(七月王政の発足当初における左右両翼それぞれの穏健派、すなわち、立憲王党派と穏健共和派間の結合)のみが、互いに共存することがほとんど不可能になっていた、相容れない二つの傾向によってフランスが引き裂かれたかみにみえた、その時点にあって社会秩序の胚芽を再生させることを可能にした。……ただ左右両翼それぞれの穏健派相互間の妥協、これのみが何らかの安定をフランスに再建することに成功したのである」(括弧内——引用者)と述べているが、こうした七月王政に対する評価は、そのままかれのフランス中道政治一般に対する積極的評価につながるものである。それは、たとえば第三共和制の成立について「一八七五年には、それまで無力であった左右両翼の穏健派が、二つのフランスに分断されたコンセンサスの糸を結び直すことに成功した。つまり、この年、中道右派と中道左派とが結合することにより、両穏健派は強力かつ安定した権力を樹立することはできなかったが、それでも脆弱で不安定な基盤の上に市民間の平和を再建した」とする、かれの記述からも推測されるのであるが、これを要するにデュヴェルジエは、フランスの中道政治がもたらした諸効果について、一面においては「中道諸派の成長と、それらの間の規則的協力は、おそらく、それぞれの時代との関連において可能な最大限の民主主義を表現した議会制的諸体制 *regimes parlementaires* を、フランスに樹立することを可能にした。……中道諸派の結合がなければ、議会政治は、われわれのところには導入されえなかったであろう」と述べて、その積極的効果を評価しながらも、他面において、かれは、中道政治が継続することによってもたらされた消極的効果の側面に、その評価の重点をおいている点に注目しなければならない。

それではデュヴェルジエによれば、フランスに継続した中道政治は、どのような消極的効果をもたらしたのか、どのような弊害をフランスの政治生活に与えたのか、以下、かれが指摘する中道政治の問題点のいくつかについて、そ

れらを民主主義の政治理念との関連において考察してみよう。

まず、フュレが一九八八年選挙後におけるフランスの政治状況について、「大多数のフランス人が少しばかり狭められた空間にあって、中道左派か中道右派のどちらかに所属する。しかし、かれらはそれぞれの多様な政治的経歴、伝統の如何にかかわりなく、事実上、誰もが誰からもそう離れてはいない」と述べていたことは前述のとおりであるが、デュヴェルジェもまた、中道政治がフランスに民主主義を徐々に定着させながらも、同時にそれを弱体化する害を流した理由の一つにあげたのが、ここでのフュレの指摘と同趣旨の状況であったといえよう。すなわち、デュヴェルジェは、この問題について、七月王政以後、ほぼ継続してフランスを統治した中道諸派連合が、隣接する諸党派間の境界線を不鮮明なものとし、とりわけ、左右の両翼に分属していたはずの穏健諸派が共に政権の座にあって協力関係を維持するため、解決を迫られる具体的諸政策について相互に妥協せざるをえず、それによって本来もともと鮮明であるべき左右両翼間の境界線が識別困難なものとなり、また、その結果として政治の全体像も、その光彩を失うであろうし、ひいては、それが一般市民の間に政治的無関心を助長し、市民の政治的疎外、alienation politiqueをもたらし得るであろうというのである。<sup>(87)</sup>

「中道政治は、その最終結果として市民に対し、用語の語源的意味において(主権を)讓渡 aliener させる。すなわち、それは市民を自分自身の国家 *citoyen* とは無縁なものにしたのである」(括弧内——引用者)<sup>(88)</sup>。これはデュヴェルジェが、その『人民不在の民主主義』の中で市民の政治的疎外について述べた一節である。しかし、ここで見落としてならないのは、こうした事態の進行が逆にまた、中道諸派連合に参加する諸党派に反作用して、これら諸党派の政治的選択能力を喪失せしめ、その結果、実際の政治的選択は政党不在の狭く閉ざされたクラブ、すなわち、議会、Parlement の内部でのみなされることになり得るをえず、それが議会主権、souveraineté parlementaire の観念を是認せ

せるに至ったとする、かれの指摘である。<sup>(89)</sup>かれは、この点について、結論的に「……議会主権は、市民の政治的疎外の一形式に過ぎない。ルソーは、すでに二世紀もまえに——したがって、それは少しばかり忘れ去られてしまったが——そのことを指摘している」<sup>(90)</sup>と述べているのであるが、それは、かれの中道政治に対する批判の核心をなすものといえよう。

さて、次に中道政治の第二の問題点としてデュヴェルジェが指摘するのは、中道諸派連合が継続して支配する過程において、そこでの中道右派の中道左派に対する優位性が確立されるという事実あるいは、その必然的傾向である。デュヴェルジェによれば、それは「中道左派が中道右派との協同を保持するためばかりでなく、……権力の座にある場合、何人も既存秩序を変革するより保管する方が容易であるという理由によって、自然的に改革への衝動を抑制する方向に傾斜していく」<sup>(91)</sup>からに他ならないが、この傾向が、ひいては中道諸派連合政府を、いわゆるイモビリスム、immobilisme (事勿れ主義) に引きずりこむ結果をもたらしたというのが、かれの主張である。ここでイモビリスムとは、ルネ・プレヴァンによれば「さまざまな問題の解決を、それら諸問題の重要性が完全になくなるまで引き延ばす」ことであり、先に注記したとおり、第四共和制下に異例の長期政権となった(第一次)クイユ内閣を非難して、かれが用いた名称とされている。<sup>(92)</sup>ところが、この(第一次)クイユ内閣が一九四九年一〇月に崩壊して以後、一九五一年三月、(第三次)クイユ内閣が成立するまでの僅か一八カ月間に、当のルネ・プレヴァン(第一次)内閣を含めて三つの内閣が相次いで出現し、しかも、その間に、三度の内閣危機が併せて二カ月近くもの政治的空白をもたらしているという事実は、中道諸派連合(第三勢力)が政治的リーダーシップを喪失してイモビリスムに陥没していった過程を示すものに他ならない。

すでに指摘したとおり、第四共和制における中道政治の右傾化とイモビリスムへの陥没過程にあって、その決定的

な契機となったのが一九五一年六月の国民議会選挙である。しかし、第三勢力の主力を構成する社会党(中道左派)とMRP(中道右派)との間には、それに先立つ一九五〇年二月四日、MRPビドーG. Bidault内閣からの社会党閣僚五名の辞職と、同年六月二四日の社会党反対による同内閣の崩壊以後、深い政治的亀裂が生じており、それがまた、第三勢力の内部における右翼穏健諸派の勢力増大と、これに伴うMRPの右傾化の進行と相俟って、ますます社会党とMRPとの共存関係の維持を困難ならしめるに至ったのである。こうして中道政治のイモビリズム化は、社会党とMRPとの第三勢力内部での共存が事実上、不可能となりつつあったにもかかわらず、左右両翼の反体制的極端派(共産党とドゴール派)に対する体制維持の必要上、両者が共存を強いられたところから必然的に逢着せざるをえなかった袋小路であったといえよう。

デュヴェルジュは、こうした状況を、政権を離脱した中道左派の改革的言辭が事実における現状維持政策によって空語と化し、しかも、かかる空語としての改革的言辭は中道左派に限らず中道右派も、これを愛好するものであるがゆえに「窮極的には、中道諸派連合は左翼的言辭と右翼的実践との連合に帰着する」と評したが、かれによれば、それはまた、フランス政治の全般にまで拡大され、そこでの実践と理論(言辭)との分離ないしは背反現象の永続化となって現れる。すなわち、フランスの中道政治は、それが継続することによって、その一面における中道諸派連合による政治のイモビリズム的実践と、他の一面における左右の両極端派の反体制的・革命的言辭との両者に分断されるのである。デュヴェルジュがフランス中道政治の第三の問題点、その消極的效果としてあげたのが、この点に他ならないが、かれは、それについて次のように述べている。「実践派 *gestionnaires* と理論派 *doctrinaires* 相互間の断絶は、双方にとって有害である。種々のイデオロギーや理想との関係を断ち、その日暮らしの活動のために遠大な目標を見失った前者(左右両翼の穏健派)は、政治的イモビリズムに落ち込み、政治の私物化 *affairisme* へ転落する。……

これに対して後者(左右両翼の極端派)は、かれらが反対派に投げ込まれた時から、それぞれの穩健派に裏切られたという印象を抱き、……他に活動の手段を奪われた、これら革命派と反動派は、かれらの反対を理論(言辭)面で激化させる」(括弧内——引用者)。そして、さらにデュヴェルジュによれば、こうした事態の結果は重大であった。なぜなら、二〇世紀になって他の西欧諸国にあっては徐々に左右両翼間に合意が形成され、革命と反動がますますありそうもないものになってきたのに反して、フランスの場合、ここでは中道政治の継続によって中道派と極端派、政權党と反対党との分離と隔絶が長期にわたり、この歴史的進化を遅らせる結果をもたらしたからである。

しかも、こうした事態を一そう深刻にしたのは、左右の両極端派を恒常的に政權の座から排除して成り立つ中道諸派連合政權の支持基盤の狭小性である。これは三党政治解体後の一九四七年から一九五一年までの第三勢力についてのジュリヤールの指摘であるが、かれは、そこでの中道諸派連合政權が遺した教訓として、その自己刷新能力の欠如 *incapacité à se renouveler* を挙げ、「その構成上、中道政治は、何にもまして両極端派を切除することによって、……はじめて政權の座に自らを顕現したのであり、したがって、それは不変・不動の空間に局限され、そこでは政權交代は問題とはなりえない。なぜなら、この方向へ向けてのあらゆる試みは、何よりもまず文明化されたいと願う政治ゲームに両極端派(野蛮人たち *les Barbares!*)を再び導入することになるからである」(括弧内——原文、傍点——引用者)と述べている。そして、ここで指摘された問題状況は、もちろん、第三勢力的諸党派による中道政治が継続する限り、一九五一年以後も未解決のまま存続するであろう。以下、これを第四共和制下に実施された二度の国民議会選挙の結果についてみれば、まず一九五一年六月選挙の場合、その得票率(対有効投票)と議席数は、中道諸派の三七・二%、二九二議席に対して両極端派のそれは四八・五%、二二四議席、その他に右翼穩健派(独立諸派)一四・一%、九六議席となっており、次に一九五六年一月選挙の場合にも、その結果は中道諸派の四二・七%、二五四議席に対し

て両極端派四一・四％、二三七議席、右翼穩健派一五・三％、九五議席であった。<sup>96</sup> これらの数字が示すとおり、新政権の樹立には議会の絶対多数<sup>97</sup>——当時、国民議会の議員定数は六二七名であり、その過半数は三一四議席であった——の信任を得ることが憲法上、必要とされていたにもかかわらず、かりに中道諸派議員すべての一致があったにせよ、それだけでは到底、新政権の樹立は不可能であり、右翼穩健派の支持があつて、時には右翼穩健派主導の下にはじめて、それが可能となったのが実状であつた。しかし、いうまでもなく、それは中道諸派による政権のたらい回しではありえても、真の政権交代ではなかつたのである。

〔注〕

- (1) その詳細については、本稿「フランスの中道政治と民主主義」(『中京法学』三〇巻二号所収)を参照されたい。
- (2) 同右「本稿」(『中京法学』三二巻一号所収)、注(53)を再録。
- (3) F. Furet, *La France unie...*, dans F. Furet et al., *La République du Centre, La fin de l'exception française*, Calmann-Lévy, 1988, p.51.
- (4) この点の詳細については cf. *ibid.*, pp.51～55.
- (5) 前掲「拙稿」(一)、四二ページの引用文を再録。
- (6) 現代フランスにおける政治状況の推移と、その将来へ向けての展望と政治課題を論じたルネ・レモンの近著 René Rémond, *La politique n'est plus ce qu'elle était*, Flammarion, 1994. (田中・塚本訳『フランス、政治の変容』、ユニテ社刊、一九九五年)の基調もまた、フュレやジュリヤールのそれに共通するものがある点については、たとえば以下の記述からして明白である。すなわち「……ある程度のコンセンサスという現実、ないしは少なくともそれに達しようとする願望が、客観的な所与として姿を見せている。……このコンセンサスは、一部の人々からは良識の向上として称賛されている。しかしそれは、政治への無関心の前兆であり、脱政治化の重大な責任を負っているのではあるまいか。……コンセンサスが出現することによって存在意義と有権者への影響力を若干失ってしまうのではないか、と恐れているのは政治家と政党だけではない。



政治そのものがおそらくは無気力状態に陥り、政治活動に方向と魅力を与える闘争や論争の消滅によってその存在を脅かされてゐるのである」。(R. Rémond, *ibid.*, P.17. 邦訳書「一六ページ」)

(7)(8) P. Rosanvallon, *Malaise dans la représentation*, dans F. Furet et al., *op. cit.*, p.139.

(9) ジュリヤールは「中道への歩み」における、かれの中道論の冒頭に次のように述べている。「ある特定の時期にあって、そこでのある一つの状況を説明し、また、その同じ状況の動きを陰蔽するために用意された、すべての言葉がそうであるのと同様に中道もまた、今日のフランスにおける政治用語にあって、曖昧かつ多義的な言葉になってしまった。それは、哲学的・政治的あるいは社会的観点の相違に依りて、それぞれが異なる意味を帯びている」(傍点——原文二重括弧)。(J. Julliard, *La course au centre*, dans F. Furet et al., *op. cit.*, p.109.)

(10) 本文では触れなかった中道主義の第三のカテゴリとされたもの、すなわち社会的中道主義は、ジュリヤールによれば、かれが類別した中道主義の二つのカテゴリの中でもっとも重要なものとされている。そこで以下、社会的中道主義についてのジュリヤールの所説を概略、かい摘んで述べておきたい。

まず社会的中道主義の担い手としての社会的中道派であるが、それは、かつて一九世紀末にガンベッタが唱道したところの新社会階層《*couches sociales nouvelles*》(その詳細については、デュプー—G. Dupoux, *La société française 1789—1970*, A. Colin, 1972. pp.157—170. 井上幸治監訳『フランス社会史——一七八九—一九六〇——』、東洋経済新報社、一五七—一七七ページを参照)が占めたのと同様の地位を二〇世紀末にあって追求しようとする社会集団である。しかし、その輪郭が明確でない現時点では、それに包含される人びとによってよりも、それが排除する人びとによって、より容易に限定されうる階層である。ジュリヤールは、こうした観点から具体的には、まず一部の先進的な突出部分を除く大部分の民衆的労働者・農民の諸階級が、この社会集団から除外され、次いで商人、職人の諸階層も、それらが現代社会に伝播する時代遅れの社会的観念のゆえに排除される。さらに、自らの権力を個人的能力ではなく、その相続財産に負うところの神授権的小雇用主 *petit patronat de droit divin* も同様に排除され、その結果、私的・公的諸企業の経営者、高級公務員、政治家、知識人、芸術家、新聞(出版)・テレビ・広告関係の諸業者が残留することになり、これらの人びとをもって構成される異質的社会集団、ジュリヤールは、それらを一括して上層エリート *superélite* と名付けるのであるが、この構成上、異質な社会集団こそ、新たに社会的中道主義の担い手として登場した社会的中道派に他ならない。

かつて第三・第四共和制を通じて支配的エリートの観念は政治家集団 *personnel politique*、より正確には国会 *Parlement* と同一視され、国会は、国民の政治的・社会的・知的な諸意思を総合する場であり、その機能は、これら国民の諸意思を立法行為に変容することであると理解されていた。ところが今や、こうした政治的・社会的・知的舞台装置は国民に対する説得力を喪失し、その起源(出身)・職業は多様であるが、社会的影響力と権力を共有する新たなエリート層が政治家集団にとって代わり、そこから一つの結果がもたらされる。すなわち、ジュリヤールによれば従来の準拠価値基準の変更 *modification de l'échelle des références* がそれである。およそ同質的な職業集団にあっては、その内部において上下の階層制を規制する価値の準拠基準は卓越性、*excellence* である。ところが、相互に異質な諸職業集団をもって構成される社会集団、この場合、それは社会的中道派を構成する上層エリート層であるが、その場合には、そこで共通する唯一の価値基準は有名性、*notoriété* であり、そこから一般的にはメディアの、とりわけテレビの法外な重要性が生まれるのである。つまり、メディアが有名性を創出し、これを認証する。「メディアが各種エリート間を連結する暗黙の合意の鎖を可視的なものとし、かつ、これを強化する」(J. Julliard, *op. cit.*, p. 116.) のである。こうして上層エリート層に共通する行動様式にあって、かれらの権力が十分に発揮されるためにはメディアを通じて、また、直接にメディアを所有することがすべてであるという結果になり、これを別言すれば「テレビ・チャンネルの社長 *directeurs* の交代は、かつて新政府の成立がそうであったのと同様に、新しく権力の内部に出現した変化を表示するシンボルとなる」(ibid., p. 117.)

そこで次の問題は、それぞれの出身や経歴・職業・環境において異質な、しかし、共に社会の高所に位置を占めるに至った、これら上層エリート集団が社会に流布せしめる諸観念、*«idées»*、すなわち、社会的中道主義を支える思想性の問題である。ジュリヤールは、それが最早、特定のイデオロギーの如きものではありえず、より漠然とした社会的コードとしての文化的なある種の傾向であるとし、こう述べている。「文化は、新たな支配階級(社会的中道派)のパス・ワードである。有名性の尺度が卓越性の尺度にとって代わったように、文化の尺度が多様な思想信条にとって代わったのである。……文化は、受容可能な諸観念のコードを定義するが、そこからは共産主義と人種差別が排除される」(括弧内——引用者)。(ibid., p. 118.)

しかし、右の引用文の末尾に示されているとおり、この文化的傾向は、ただ単に高尚な礼儀作法 *savoir-vivre* 上の範疇の域にとどまらず、それを越えたところに社会的中道派に独自の社会的ヴィジョン *vision du monde*、すなわち、近代性

modernitéの文化と名付けうるものを保持しており、この意味において、それは、伝統的な左右両翼の対立という思考の図式に対して、前近代性(後進性) archaïsmeと近代性への分裂という新たな思考の図式を代置するものに他ならない。それでは、こうして左右両翼の対立とは関係のない別のところに自らを位置づけようとする社会的中道派の信条とは、より具体的にはどのようなものであろうか。それは、ジュリヤールによれば、現行の社会的保護の本質を維持しながら、同時にアラン・マンク Alain Manic といわゆる平等主義マシーン、《machine égalitaire》(cf. *ibid.*, pp. 118-119.)の反生産性を批判し、経済的競争原理を社会の全体に適用するという厳しい構図の枠内においてフランスを統治すること、すなわち「社会的自由主義」(*ibid.*, p. 120.)の原則がそれである。とはいえ、社会的保護と競争＝経済的淘汰という相矛盾する二つの原理を両立させることは、実際には、はたして可能であろうか。これが次に問われるべき問題である。

この問題について、ジュリヤールは、まずシラク政権下における自由主義の二年間(一九八六—八八年)に明らかにしたことは、所有者階級がネオ中道主義から採り入れたものが社会的連帯ではなく、無責任の助長であった点を指摘し、「フランス社会の中道に社会的・政治的支配集団を構築することは、ほとんど自動的 mécaniqueな結果をもたらす。すなわち、政治的配置の両極端に未来への展望をもたず、あらゆる絶望と冒険への準備を整えた孤立無援の集団が再生する。それは、あたかも民衆的諸階級が、かれらのエリートによって見離されたかのようなものである。……すべては、一般住民と支配的諸階級との間にかんがりの乖離 divorceがあることを露呈する」(*ibid.*, p. 121.)と述べている。こうしてジュリヤールによれば、社会的中道主義の第一の問題点が、上層エリート層の一般民衆に対する新たな社会的支配の確立と、そこでの両極端派、とりわけルペン現象にみられる右翼極端派の台頭にあるとするならば、第二の問題点は、社会的中道主義の政治的帰結である。それは、たとえば一九八八年の大統領選挙における第一回投票の結果を仔細に分析すれば判るとおり、大部分の政党の指導者たちが中道に集合する傾向を示したのに反して、大量の選挙人団がかれらの知らぬ間に大きく極右の方向へ移動したように、選挙人と政治家集団との間に政治に対する反応が大きく食い違っていること、つまり、政党が選挙人から遊離し、一般住民への日常的定着 implantation がほとんど見られなくなっているという現実である。

ジュリヤールは、さらに、この政党の選挙人からの遊離、より一般的には政治家集団の一般住民からの自足化 *autonomisation* には、民衆的諸階層間に増大するアノミーが照応するとして、次のように述べている。「家族・教会・学校が社会規範の設定(社会的枠組づくり *encadrement*)に失敗したのに加えて、政党と労働組合もまた、この領域での伝統的役割

を放棄することは、誰がこの社会規範の設定という仕事に責任を負うのか《Qui est chargé de fixer les normes?》という質問に対して、今後、いかなる回答もなされないままに放置されることを意味する」(括弧内——引用者)。(ibid., p.122.)  
それは、社会的中道主義の問題性を端的に指摘したものと見えよう。

(11) J. Julliard, *La course au centre*, op. cit., p.109.

(12) 純理派と、その中庸主義については、田中治男『西欧政治思想』(岩波書店、一九九七年)一二九—一三〇ページ参照。

(13) デュヴェルジェは、その『市民の共和国』結論部の中でパスカルの真理観に言及して、次のように述べている。「すべての意見が同じ価値があるわけではなく、すべての意見が同じように受け入れられるわけではなく、すべての計画が同じ同意に値するわけではない。しかし、いかなる者も全真理を独占してはいないし、いかなる者も真理をまったく欠くわけではない。もっと掘り下げて言うなら、誤謬は真理の一部を成し、真理と不可分の一側面、布地の裏側なのだ」。(M. Duverger, *La République des citoyens*, Éd. Ramsay, 1982. p.299. 平林・木保・田代訳『市民の共和国』三嶺書房、一九九〇年、二四一ページ、訳文は邦訳書に依る。)

(14)(15) J. Julliard, *La course au centre*, op. cit., p.109.

(16)(17) J.-L. Quermone, *L'alternance au pouvoir*, P.U.F. 1988. p.4.

(18) *ibid.*, p.5

(19) なお、これに付言するならば、ケルモンヌは、政権交代の概念を定義するに先立ち、「フランスでは第三・第四共和制は、政権交代が継続的に行われるのを経験しなかった。そして、第五共和制も、政権交代を実行するまでには二三年間も待たなければならなかった。しかし、そこでの政権交代は、一九八一年の大統領選挙の後に突如として到来したのであり、さらに、それは一九八六年と一九八八年に議会多数派の変更という形態の下で *sous une forme parlementaire* 再現された」(ibid., p.4.)と述べている。しかしながら、議会多数派の交代をもたらした一九八六年の国民議会選挙の結果、いわゆる第一次「保革共存」体制が出現したこと、また、一九八八年の国民議会選挙において、すでに本稿の始めに指摘したとおり、社会党の得票率・議席数が共に相対多数を占めるに過ぎなかったことからして、それら両度にわたる国民議会選挙が真に政権交代をもたらすものであったか、どうかの疑問が提起されざるをえない。それゆえ、ここでのケルモンヌの見解には、なお検討の余地があるといえよう。

- (20) *ibid.*, p. 12.
- (21) cité de J.-L. Quermonne, *op. cit.*, p. 12.
- (22) *ibid.*, p. 13.
- (23) *ibid.*, p. 14.
- (24) cf. *ibid.*, p. 14.
- (25) *ibid.*, p. 15.
- (26) cf. Léo Hamon, *Nécessité et condition de l'alternance, Pouvoirs*, n° 1, 1977, pp. 19~43.
- (27) J.-L. Quermonne, *op. cit.*, p. 16.
- (28) *ibid.*, p. 17.
- (29) cf. *ibid.*, p. 17.
- (30) *ibid.*, p. 17.
- この自由な民主主義の諸価値を擁護するための具体的事例として、ケルモンヌは、大部分の民主主義国家において憲法改正のための必要条件を単純多数決とするのではなく、より厳格な手続上の制度が定められていること、あるいは、憲法の特定の条項が改正の対象とされてはならない旨の規定がおかれていることなどを挙げている。(cf. *ibid.*, p. 17.)
- (31) *ibid.*, p. 20.
- (32) cf. *ibid.*, p. 20.
- (33) *Dictionnaire politique, le présent en question*, Larousse, 1978, p. 35.
- (34) J. Julliard, *La course au centre, op. cit.*, p. 110.
- (35) ケルモンヌは後述のとおり、結集の政府形態を第三共和制下の戦間期に限定し、第一次世界大戦開始以前、一八七九年に第三共和政体が確立されて以後の時期における中道諸派連合、conjonction des centres と区別しているようである。しかし、両者がいずれも政治的中道支配の政府形態であることに変わりはない。
- (36) フランスでは第二次世界大戦終結後の一九四五年一〇月、新憲法制定議会の選挙が実施されたが、その結果、レジスタンスを主導した共産党・人民共和運動派MRP・社会党SFIOが合計して得票率の七五パーセント以上、議席数の約八〇パー

セントを獲得し、翌一月三日にはドゴール政府が成立する。しかし、その翌年、一九四六年一月、ドゴールが議会との確執を理由として辞任した後、同月二三日、前記三党間に「三党政治協力憲章」が採択され、社会党のグーアン F. Gouin を首相とする政府が成立した。これがいわゆる三党政治の始期である。その後、この三党政治下において、一九四六年一月一三日の国民投票により第二次憲法草案が採択され（第四共和制憲法の成立）、また、翌一九四六年一月には新憲法下、最初の国民議会選挙が実施されて共産党が第一位を占めたが、MRPと社会党は退潮し、第三共和制下の急進派と穏健派（共に中道派）の復活が顕著にみられた。その後、社会党ブルムの選挙管理内閣を経て一九四七年一月の大統領選挙の結果、社会党のオリオール V. Auriol が第四共和制の初代大統領に選出され、同月二十八日には、これも社会党のラマディエ P. Ramadier 内閣が成立した。しかし、そこには三党政治下の内閣とはいえ、社会党九名、MRP五名、共産党五名の各閣僚の他にも急進派三名、UDSR（民主社会抵抗派）二名、穏健派二名の閣僚も加わっていた。ところが、同年五月四日、すでに始まっていた東西冷戦を背景として、直接にはラマディエ首相が要求した物価・賃金凍結政策継続のための信任投票に共産党閣僚・議員が共に反対票を投じたため、翌五日、ラマディエ内閣からの共産党閣僚の追放が発表された。それ以後、三党政治は急速に崩壊への途を辿るのであり、代わって第三勢力が登場する。第四共和制下の中道政治は、こうして始まったのである。

cf. *Dictionnaire historique de la vie politique française au XXe siècle*, P.U.F. 1995, pp. 1019-1021.

(37) 通常、第三勢力が政権の座にあったのは一九四七年から一九五一年までとされている。左右両翼の反体制勢力、共産党とドゴール派（「フランス人民連合」RPF、一九四七年四月創設）に対抗して、第四共和制擁護のために第三の政治勢力を集集する動きは、一九四七年一月にラマディエ内閣が崩壊した後、その翌月二四日に三二名の政治家によって署名されたアピールに始まり、翌一九四八年一月、第三勢力「執行部」*bureau exécutif* が設置されて具体化した。第三勢力の安定政権が発足したのは同年九月、急進派クイユ内閣の成立によってであった。しかし、それは一九四七年五月、ラマディエ内閣からの共産党閣僚の追放があったから一年有余を経過して後の事であり、この事実からしても第三勢力政権の前途多難を思わしめるに十分である。

なお、クイユ内閣が第四共和制下に異例の長期政権（一九四八年九月—一九四九年一〇月）たりえたのは、それまで政権の外部にあって第四共和制に対し、左右の両翼から脅威を与えていた共産党とドゴール派に勢力の退潮がみられたからに他な

らず、同政権の内部に財政・経済・社会の諸問題について政策上の一致があったからではない。

cf. *ibid.*, pp. 1021-1024.

(38) (39) J. Julliard, *La course au centre*, *op. cit.*, p. 110.

(40) この時期、共和派内部における穏健派と急進派との間の複雑な対抗関係については、次の箇所を参照のこと。

cf. Cl. Nicolet, *Le radicalisme*, P.U.F., 1957. pp. 29-32. (白井成雄・千葉通夫共訳『フランスの急進主義』、白水社、一九七五年、四一—四三ページ。)

(41) この点についてデュヴェルジエは、次のように述べている。「第三共和制において……小選挙区制によって強制される第二次投票での選挙戦を通じて、フランソワ・ゴゲルが描写した秩序 *Ordre* の党と運動 *Mouvement* の党との対立関係が定着した。しかし、そのすべては、ただ国会 *Parlement* の内部に中道右派と中道左派間の振り運動をもたらしただけである。それは、あたかも七月王政下であって、そこでの抵抗《*résistance*》党と運動《*mouvement*》党とが自らを中庸《*juste milieu*》の座に位置づけることにより、政権を掌握した同じ政府党の二つの分派に過ぎなかったのと同様である」。(M. Duverger, *La nostalgie de l'impuissance*, Albin Michel, 1988. p. 43.)

また、デュヴェルジエは、別のところでも同様の趣旨でゴゲルの所説を批判しながら、こう述べている。「フランソワ・ゴゲルは、一八七九年から一九三九年までの政治を、秩序《*ordre*》党と運動《*mouvement*》党との間の恒常的な振り運動として叙述しているが、かれは、その場合、その振り運動が限られた振幅のものでしかなかった点を十分に指摘しなかった。つまり、かれは、その振幅が右翼から左翼へのそれではなく、中道右派と中道左派との結合によって形成されたブロック内部での両者間の力関係に依拠して、ただ中道右派から中道左派へと代わるものでしかなかったことを強調していない。永遠の沼沢派《*éternel marais*》がほとんど常に統治しているのである」(傍点——引用者)。(M. Duverger, *La République des citoyens*, Éd. Ramsay, 1982. p. 30.)

なお、ここでデュヴェルジエが批判するゴゲルの所説については、次の箇所を参照されたい。

(42) cf. F. Goguel, *La Politique des partis sous la III<sup>e</sup> République*, Éd. du Seuil, 1946. pp. 28-29. pp. 551-556.

(43) cf. J.-L. Quermone, *op. cit.*, p. 63.  
cf. H. Bergasse, *Histoire de l'Assemblée*, Payot, 1967. p. 357.

- (44) この用語は最初、一九一四年八月四日、大統領ポワンカレの議会に宛てた教書 *message* に示されている。より詳しくは次の箇所を参照されたい。
- cf. *Lexique de Termes politiques*, Dalloz, 1981. p.356.
- (45) J.-L. Quermone, *op. cit.*, p.68.
- (46)(47) *ibid.*, p.64.
- (48) 本選挙における左翼カルテルの大勝について、より詳細には次の箇所を参照されたい。なお、そこで挙げられた議席数は多少の食い違いがある。
- cf. H. Bergasse, *op. cit.*, p.357.
- 渡辺和行・南充彦・森本哲郎共著『現代フランス政治史』(ナカニシヤ出版、一九九七年)、八五―八六ページ。
- (49) エリオの急進社会党内閣からポアンカレの国民連合政権への回帰については、次の箇所での説明が明快である。
- cf. Cl. Nicolet, *op. cit.*, pp.63～69。(前掲、邦訳書、八六―九一ページ)
- (50) この選挙の結果は、右翼八〇議席、中間派一七二議席、共産党一〇議席を除く左翼三二六議席(その内訳、急進社会党一六〇議席、社会主義共和派三五議席、社会党S.F.I.O.一三一議席)とされている。(cf. H. Bergasse, *op. cit.*, p.358.)
- (51) 一九三二年五月総選挙から一九三四年二月、ドゥーメルグ内閣の成立に至る経過の概要については、次の箇所を参照のこと。
- cf. Cl. Nicolet, *op. cit.*, pp.81～87。(前掲、邦訳書、一〇八―一一六ページ)
- 河野健二『フランス現代史』(山川出版社、昭和五十二年)、一九一―一九八ページ。渡辺・南・森本、前掲書、九六―一〇〇ページ。
- (52) J.-L. Quermone, *op. cit.*, pp.68～69.
- (53) この選挙結果の具体的な党派別得票・議席数については、次の箇所を参照のこと。
- cf. H. Bergasse, *op. cit.*, p.358.
- 中木康夫『フランス政治史』(未来社、一九七五年)、中巻、八八―八九ページ。
- (54) ビアリッツ Biarritz で開催された、この大会の経過ならびに、その後における同党の動向については、次の箇所を参照



のこと。

cf. Cl. Nicolet, *op. cit.*, pp. 91-93. (前掲、邦訳書、二二二-二二三ページ)

(55) この点を、ある論者は次のように述べている。「人民戦線は本質的な矛盾を抱えて出発していた。反ファシズムという点でも、それは国内に限定されるのかヨーロッパに拡大されるのか共通理解はなかったし、反恐慌という点でもコンセンサスは脆かった。なぜなら共産党は『金持ちに払わせる』政策を主張し、社会党は労働者階級を優遇することを考えたのに対して、急進社会党は中産階級の利益に心を砕いた。これらの矛盾がブルム内閣の一年間で表面化したのである」。(渡辺・南・森本、前掲書、一一〇-一一一ページ)

(56) レイノーは、第三次ドラディエ内閣に法相として入閣し、次いで蔵相となる。第二次大戦勃発後の一九四〇年三月、ドラディエ内閣が辞職し、その後継内閣首相に指名されたかれは、同年五月、ドイツ軍による西部攻勢が開始されると内閣を改造して自ら国防相を兼任し、ペタン元師も副首相として入閣した。ところが、六月になってパリが陥落すると政府部内において副首相のショータン、ペタン元師らの主張する対独休戦論が優勢となり、六月一六日、対独抗戦論者であったレイノーは辞職に追い込まれ、ペタン元師の新内閣が成立する。やがて、このペタン政府の下で第三共和制は、その終焉を迎えたのである。

(57) たとえばデュヴェルジュは、第四共和制の本質的特徴の一つとして「常時、共産党を、そして、しばしばドゴール派と極右を排除することによって成立する、いわゆる第三勢力『troisième force』の多様な組み合わせの優位性」(M. Duverger, *La nostalgie de l'impuissance*, *op. cit.*, p. 37.) を指摘している。

(58) この選挙方式について、より具体的には、拙稿「フランス第四共和国に関する一考察」(『中京商学論叢』第八卷三・四合併号所収)三二ページ、注(一)を参照されたい。

(59) 一九五一年六月選挙の結果については、cf. H. Bergasse, *op. cit.*, p. 368. F. Goguel et A. Grosser, *La politique en France*, Armand Colin, 1972. pp. 331-332. p. 338.

(60) この選挙における共和戦線派の得票率は合計して二八%、議席数は一七三議席であった。なお、共和戦線の成立・解体の経過について、詳しくは次の箇所を参照されたい。

cf. *Dictionnaire historique de la vie politique française au XXe siècle*, *op. cit.*, pp. 417-419.

(61) ケルモンヌは、共和戦線について「第四共和制下における政権交代の唯一の発現は、共和戦線という応急手段に由来する。ここではアルジュリア問題の平和的解決に賛同する人びとを再結集することが課題であった。ところが一九五六年一月二日の解散・総選挙が、この再結集の試みに不意打ちを喰らわせた。マンデス派にギー・モレの社会党S F I Oを結びつける選挙協定には明確な政府綱領が欠けていた」(傍点—原文二重括弧)(J.-L. Quelmonne, *op. cit.*, p.69.)と述べ、共和戦線の結成によって政権交代が実現したことを認めながらも、それが応急の一次的措置に過ぎなかった点を指摘している。

(62) ブルジュエスIIモヌーリ内閣(六月一三日成立)は、急進社会党反マンデス派・社会党、それに右翼穏健諸派と旧ドゴール派の一部を加えて、その「潜在的多数派」としたが、それは、積極的に行動可能な政権を形成せしめる、いかなる可能性もない多数派であり、ガイヤール内閣(二月六日成立)の場合も、その組閣を可能ならしめた真の理由は、前内閣と同様、議会の疲労と倦怠以外の何物でもなかったとされている。また、ガイヤール内閣へのM R P閣僚の参加を重視して、それは第三勢力の復活を意味するものであり、第四共和制における第三立法会期の一転機をなすものと評価する説もあるが、実際には同内閣も内容空虚な寄合世帯に過ぎず、そこには政策上の一致も、政府としての行動力も全く存在しなかった。以上の諸点について次の箇所を参照されたい。

cf. J. Fauvet, *La IVe République*, 1958. pp.332~333. A. Siegfried, *De La IVe à La Ve République*, 1959. pp. 133~134.

(63) A. Siegfried, *ibid.*, p.134.

(64) この信任投票の具体的結果については、前掲、拙稿「フランス第四共和国に関する一考察」、五〇ページを参照されたい。

(65) ただし、この憲法制定権は無条件のものではなく、共和政体の保持および、次の三原則によって制約されていた。すなわち、(i)普通選挙がすべての権力の源泉とされるべきこと、(ii)行政権と立法権とが効果的に分離されるべきこと、(iii)責任内閣制は維持されるべきこと、以上の三点がそれである。(同右、拙稿、四九、五二ページ参照)

(66) 一九五八年九月二八日国民投票の結果の概要は、左記の通りである。

投票総数…二二、五九六、八五〇票

棄権率…一五・〇六%

白票・無効票…一・一%

賛成票：七九・二％  
 反対票：二〇・七％

(cf. F. Goguel et A. Grosser, *op. cit.*, p. 332.)

- (67) ケルモンヌは、第四共和制下における政治的中道支配の継続を概括して、こう述べている。「一九四六年における三党政治の解体後、第三勢力を構成する諸連立政権が同様に第四共和制を支配するだろう。ここでは一九四六年から一九五六年に至るまで、(第二共和制下の急進党に代って) 基軸政党となった人民共和運動派MRPの周辺に——マンデス・フランソ政府を別にすれば——相次いで形成された一五の諸政府が、ある場合には社会党SFIOの協力を得て左翼への開放を、また、ある場合には独立派の参加によって右翼への開放を實踐した。一九五六年には共和戦線が出現したが、その翌年には、それも中道諸派連合が再建され、これにとつて代わられた」(傍点——原文イタリック、括弧内——引用者)。(J.-L. Quermone, *op. cit.*, pp. 64-65.)

ただし、ケルモンヌは、この引用箇所の末尾に「中道諸派連合が再建され……と記しているが、本文にも述べたとおり、共和戦線政府の解体・消滅後に成立した諸政府には、すでに政権としての統治能力が失われていたのである。

- (68) J.-L. Quermone, *op. cit.*, p. 41.

- (69) *ibid.*, p. 43.

- (70) *cf. ibid.*, p. 43.

- (71) 一九七三年三月に実施された国民議会選挙の第二回投票の結果、確定した各党派別議席数は左の通りである。

共産党	………七三
社会党・左派急進党	………一〇二
改革運動派(中道派)	………三四
独立共和派(ジスカル派)	………五五
UDR(ドゴール派)	………一八三
中道連合(ドゴール派支持)	………三〇
その他	………一三

cf. J.-J. Becker, *Histoire politique de la France depuis 1945*. A. Colin, 1988. p. 141.

(72) *ibid.*, p. 149.

(73) 共和党は、ジスカール・デスタンが一九七七年、かれによって一九六六年に創設された独立共和全国連合(FNRI (Fédération nationale des Républicains indépendants))を単一政党に再編・組織化して設立したものである。かれがこの年、共和党を結成したのは、その直前、一九七六年一二月に設立されたシラクの新ゴースト政党、RPRに對抗して右翼保守陣営内部におけるジスカール派の優位を確保するためであった。しかし、同党の発展は、その成立母体となったFNRIに内在する政党への組織化それ自体に対する伝統的反発があり、また、サラリエ新中間層《nouvelles couches salariales》向けの先進的自由主義と、穩健独立派(地方名望家層)に固有の伝統的自由主義との矛盾・対立が顕在化したこともあって阻害され、共和党設立へのかれの期待は実現しなかった。そこでかれは急遽、方針を変更して中道派《centristes》と自由派《libéraux》との連合体としてのUDFの設立に踏み切らざるをえなかったのである。

cf. *Dictionnaire historique de la vie politique française au XX<sup>e</sup> siècle*, op. cit., pp. 830~831.

(74) *cf. ibid.*, pp. 1027~1029.

(75) この選挙の経過ならびに結果の詳細については、次の箇所を参照されたい。

cf. J.-J. Becker, *op. cit.*, pp. 156~159.

(76) この国民議会選挙の第一回投票に際し、UDFはRPRと協定し、新多数派連合UNM (Union pour une nouvelle majorité)を結成して統一候補を立て、UNMは得票率四二・九%を得た。しかし、その第二回投票の結果、UDFの議席数は僅かに六二議席となり、社会党グループの二八五議席、RPRの八八議席に遠く及ばなかった。この選挙については、それに先立って実施された大統領選挙も含めて、次の箇所を参照されたい。

cf. *ibid.*, pp. 163~169.

(77) なお、これに付け加えるならば、ケルモンヌは、第五共和制における中道主義的連合IIラサンブルマン構想のドゴール版とジスカール・デスタン版に次ぐ、いわばその第三のヴァージョンとしてミッテランのそれを挙げている。ミッテランが一九八五年二月のレンヌ演説において共和派の結集、rassemblement républicainを訴えたことは、前節に述べたとおりである。しかし、一九八八年六月の国民議会選挙の結果、議会多数派の交代があり、保革共存が解消された同年七月一四日の時

点において、ミッテラン大統領がなお、社会党支持者以外の「大多数のフランス人を結集する」(J.-L. Quermone, *op. cit.*, p.44.) 必要を説いている点について、また、かれの連合＝ラサンブルマン構想がどのような内容のものであったか、かれがその構想にどのような意義を認めていたのかといった問題については、ここで触れる余裕がない。この点についてのケルモンヌの所説は、次の箇所を参照されたい。

cf. J.-L. Quermone, *op. cit.*, pp. 114～118.

(78) J. Julliard, *La course au centre*, *op. cit.*, pp. 110～111.

(79) *ibid.*, p. 111.

(80) ジェリヤールのこの指摘は、デュヴェルジェが『市民の共和国』、第二章「中道のパラドックス」で述べている、かれの中道政治論を想起させる。すなわち、かれによれば「中道のパラドックス」とは、政治システムの「両極分化構造を前提としながら、実際政治の観点から、これを緩和し、調節する役割をはたすべき中道政治の実践が、もはや左右両翼の中間に形成される旧来の中道諸派連合のごときものに期待することは不可能であり、……本来あるべき中道政治の実践は、国民によって直接、選択された左右両翼いずれかの多数派によって、いわば中道を志向する形でなされるべきである、ということを含意する」(拙稿「デュヴェルジェの比例代表制論」、『中京法学』第二二巻一号所収、一一二—一一三ページ)ものである。デュヴェルジェ自身は、このパラドックスについて、こう述べている。「……中道派が存在しない場合にのみ、真の意味における中道が統治する。中道派が存在し、統治しようとする時には、それは統治する手段を持たないか、そうでなければ政権を選択し、また、それを交代させるあらゆる可能性を市民から奪い取り、それを独り占めにしてしまうのである」(傍点——引用者)。(M. Duverger, *La République des citoyens*, *op. cit.*, p. 282.)

(81) M. Duverger, *L'éternel marais* — *Essai sur le centrisme français*, *op. cit.*, p. 33.

(82) M. Duverger, *La nostalgie de l'impuissance*, *op. cit.*, p. 43.

(83) J.-L. Quermone, *op. cit.*, p. 45.

なお、この引用文中、その後半部において、かれは、中道諸派の継続支配に対する政権交代の優位性を確認しているが、これとは別の箇所デュヴェルジェの所説によりながら、具体的に、その優位性を示すものとして次の三点をあげている。すなわち、その第一は、政権交代が円滑になされることによって、西欧民主主義に不可欠の政治的多元主義と諸政府の安定

性との間の均衡が実現されること、第二は、中道派による統治よりも、それぞれが同質的諸政党あるいは諸政党連合間での政権交代の方が、より以上に中道において統治する *gouverner au centre* ことを可能ならしめること、そして、第三には政権交代があることによって、多数派と少数派間の区分を、政権党と反対党との永続的断絶状態に変質させるといふ中道諸派連合の、民主主義的要請に相反する重大な欠陥を回避しうることである。ここで指摘された政権交代の優位性は、裏を返せば、そのまま中道諸派連合の継続支配が民主主義にもたらす弊害となるわけである。(cf. *ibid.*, pp. 33-35.)

(84) M. Duverger, *L'éternel marais* — Essai sur le centrisme français, *op. cit.*, p. 41.

(85) M. Duverger, *La République des citoyens*, *op. cit.*, p. 20. (前掲『邦訳書』一三二ページ)

(86) M. Duverger, *L'éternel marais...*, *op. cit.*, p. 43.

(87) cf. *ibid.*, pp. 43-44.

(88) M. Duverger, *La Démocratie sans le peuple*, Éd. du Seuil, 1967. p. 180.

(89) cf. *ibid.*, pp. 182-183.

デュヴェルジエはまた、別のところで次のように述べている。「一八七五年から一九五八年まで、議会主権の理論は、さまざまな内部対立によって引き裂かれた一国民に必要な中道政治の実践を正当化した。そして、その中道政治は、徐々にではあるが民主主義をそこに根付かせることを可能にした。……しかし、それは同時に、選挙人に対する無視と、統治者の埋没を招来する結果をもたらした」。(M. Duverger, *La République des citoyens*, *op. cit.*, p. 55『邦訳書』四一ページ。)

(90) M. Duverger, *La Démocratie sans le peuple*, *op. cit.*, pp. 182-183.

(91) M. Duverger, *L'éternel marais...*, *op. cit.*, p. 45.

なお、中道政治の右傾化については、ケルモンヌもルネ・レモンを引用して、こう述べている。「……中道派は、それが存在する場合、必ずしも左右の両翼から等距離のところを針路を維持するとは限らない。頭から *a priori* 中道政治に反対しているとは思われないルネ・レモンであっても、かれは『中道諸派が統治するとき、それらはほとんど常に左翼よりも右翼の方へ傾斜する。……この点については左翼が、中道(派)は右翼のカムフラージュであると非難しても、それは全くの誤りであるとはいえない』ことを認めている」。(J.-L. Quermone, *op. cit.*, p. 35.)

(92) cf. *Dictionnaire historique de la vie politique française au XX<sup>e</sup> siècle*, *op. cit.*, p. 1023.

- (93) M. Duverger, *L'éternel marais...*, *op. cit.*, p. 47.
- (94) *ibid.*, pp. 47~48.
- (95) J. Julliard, *La course au centre*, *op. cit.*, p. 80.
- (96) cf. F. Goguel et A. Grosser, *op. cit.*, pp. 331~332. pp. 338~339. H. Bergasse, *op. cit.*, pp. 358~359.
- (97) ただし、一九五四年の憲法改正によって、この絶対多数の規定は単純多数に改められた。この点については次の箇所を参照のこと。

M. Duverger, *Les constitutions de la France*, PUF, 1983. p. 99.

福田勇二郎訳『フランス共和国憲法』(有斐閣、昭和三三年)所収の「フランス憲法の解説」、六ページ。

### むすび

一九九七年四月二二日、シラク大統領が国民議会の解散を宣言し<sup>1)</sup>、五月二五日、六月一日の両日にわたって議会の解散総選挙が実施されたが、その結果、第一回投票の得票率において左翼(社会党・共産党・エコロジスト派)は合計して四二・一%を占めたのに対して、右翼(RPR・UDF・穏健諸派)のそれは三六・一%と、第五共和制下にあって最低の水準にまで低下し、また、第二回投票によって確定した議席数では、左翼が二一八議席(内、社会党二四〇議席)、右翼が二四六議席となり、全議席五六五議席の絶対多数を左翼が占めるに至ったのである。<sup>2)</sup> 議会多数派の右翼から左翼への転換という、この予想外の事態を前にしてシラク大統領は、社会党第一書記のジョスパン L. Jospin を新首相に任命し、六月四日、社会党主体の新左翼政権ジョスパン内閣が成立する。こうして第五共和制は、先に述べたとおり、一九八六年から八八年までの最初の保革共存を経験して以後、一九九三年から九五五年に至る二度目の保

革共存<sup>3)</sup>を経て三度目のそれを迎えることになったが、そこでの保革共存も現在までのところ何事もなく無事、継続しているものであって、それゆえ、フランスの政治システムは、一九八八年の政権交代を転機として顕在化した、左右両翼への二極分化構造から政治の全般的な中道化に向けて移行しつつあるといえるかも知れない。そこで以下のところでは、民主主義との関連において政治システムの二元的構造と、これに中道を加えた三元的構造とを対比し、両者を比較・検討したジュリヤールの前掲論文「中道への歩み」結論部における所説の一部を要約して本稿のむすびに代えさせていただきたい。

まず前者、すなわち、民主主義を政治システムの二元的構造として理解し、構想する立場は、具体的には中道主義を否定して左右の両翼に二大政党(連合)が形成され、それら二大政党(連合)間に政権交代が実現することを目標とするものである。もちろん、ジュリヤール自身も認めるとおり、「最も多数の、最も近接するさまざまな意見が集中する政治的配置の中央部を真つ二つに切断することは、必ずしも理に適うものではない……」<sup>4)</sup>。しかしながら、これによれば「ごく控え目な民主主義の観念にもとづき、人民の権力は、統治者を選任することよりも、統治に失敗し、人民の諸自由を脅かす統治者に制裁を加えるところにあるとするならば、二元的構造は、たとえそれが人為的ではあっても最も効果的である。……人民は規則正しい間隔において、その支配者を別の支配者と交代させる手段をもっていい。二元的構造は、統治者間の対立、conflictの機能的組織化、organisation fonctionnelleであり、それによって被治者は、自らが自立するための余白margeを手に入れることが可能となる」(傍点——引用者)<sup>5)</sup>。ジュリヤールは、このように述べて、民主主義にあつては、主権者たる人民と被治者の権力が本質的には統治者と政府の解任権にあり、その選任権にはないことを確認し、その解任権が実際に行使され、政権交代が実現するための保証を政治システムの二元的構造に求めるのである。<sup>6)</sup>



ところがジュリヤールによれば、これに対して後者、すなわち「政治空間の三元的組織化 *organisation tripartite* を主張する人びとは、政権交代よりもコンセンサスに執着する。かれらは、民主主義に対立の機能的組織化ではなく、同意、*consentement* の合理的組織化、*organisation rationnelle* を見てとうとうとする人びとである。そして、この合理的組織化を実現するため、かれらに必要とされるのは必ずしも中道の一大政党ではなく、少なくとも社会の内部に指導的中间地带 *zone centrale dirigeante* を組織することであり、さらに、この中間地帯の左右両側面において民主主義的同意の境界線を可能な限り、より遠くまで押し拡げることである。かれらが前者の二元的システムを非難するのは、それが世論を劇的に二分し、ひいては内乱を組織しようとするからである」(傍点——引用者)。しかし、ジュリヤールは、歴史的にコンセンサスが最も古くから強固に形成されてきたイギリスやアメリカ諸国では、いずれも二元的政治システムが発達したが、これとは逆に、多党制下に長期間、中道政治が継続した過去のフランスにおいて政治的情念とセクト主義が極限にまで高められていたのであり、それゆえ、中道主義者が危惧する内乱あるいは、国民的統一が切断される危険性は、選挙民が左右両翼の二大陣営に分裂するところではなく、大革命以後のフランスにあって民主主義的文化に取って代わる役割をはたしてきた政治の軍事的ヴィジョンにあり、究極的には、それは「真理の一元論的・全体主義的ヴィジョンにある」と反論する。

ジュリヤールはまた、これとは別の観点から「二元的政治システムと三元的政治システム間の論争の根底には、……民主主義についての二つの考え方が認められる。第一の考え方は、民主主義における代表機能を重要視して、すべての市民が統治機能に何らかの役割を發揮することが望ましいとするものであり、首尾一貫した多数派と、一つにまとまった反対派との対抗関係が、この基準に合致する。……これに対して第二の考え方は合理性、*rationnalité*、それゆえにまた統一性、*unité* を追求する努力に相応する。それは、最も有能な人びとを単一の統治政党に結集、*rassemblement*

することを意味しており、それが合理性の観点からして他の何よりも理に適っていると「(傍点——引用者)と指摘する。そして、中道政治を志向する、この後者の考え方は、かれによれば、政治の問題については意見(世論) opinion よりも理性 raison を優先させるべきこと、言い換えれば、情動的、政治、politique passionnelle から科学的、政治、politique scientifique への移行の必要性を主張するものであり、しかも、こうした思想の流れは、実は「一九世紀の全体を通じてサン＝シモンからプルドンへ、ジャン＝バティスト・セーからカール・マルクスへ、スタール夫人と観念学派 Ideologues からテーヌとルナンへ」<sup>10)</sup>と受け継がれ、さらに二〇世紀の現代にまで及ぶものとされている。

しかし、いうまでもなく、現代社会にあって人類の科学的・合理的統治の可能性を信じ、その実現を真面目に希求する者は、もはや存在しないのではなからうか。ジュリヤールも、これを認めて「われわれの政治への期待度が前世紀のそれに比して著しく低下していることは、今世紀のきわめて重大な事実の一つである」<sup>11)</sup>としながらも、なおかつ、結論としては「……ここ数年来、われわれは政治問題の処理に際して、諸情念の占める部分を抑制するため、全社会が一致して努力する姿を目撃する。それゆえ、この角度から見た場合、中道主義的観念の再現は、これをただ単に中庸のプチブルジョア的理念の新たな一変種としてのみ見ることは許されない。つまり、それは、政治の無意味さ、significance の重圧の下で、崩壊の危機に瀕した政治の世界における理性(合理性)のユートピアの再生として考慮されるべきであろう」<sup>12)</sup>(傍点、括弧内——引用者)と述べている。

さて、それでは現在、すでに一九九七年に始まる保革共存体制下にあって、そこでの中道主義化への傾向は、今後、どのような展開を見せるのであろうか。迫り来る二〇〇二年には、シラク現大統領の任期七年の満了による大統領選挙と、これも五年の立法会期の期限満了による国民議会選挙とが、ほぼ同時期に実施される予定である。こうしてフ

ランス政治は、新たな転機を迎えることになるのであるが、これら二つの選挙の経過と、その結果は、右に述べた観点からしても注目に値するものといわなければならない。

[注]

(1) シラク大統領が一九九八年の立法会期満了に先立つ一年前に、この異例ともいふべき国民議会の解散を断行した理由、それへの反響などについては、次の箇所を参照されたい。

cf. *L'Année politique économique et sociale 1997*, Ed. Événements et Tendances, 1998, pp. 56~57.

(2) 選挙結果の詳細については、

cf. *ibid.*, pp. 67~69, pp. 72~75, et p. 173.

なお、この選挙の第一回投票において国民戦線FN(ルペン派)が一四・九四%を占め、また、棄権率も三二・〇四%に達していることに注意しなければならない。

(3) 一九九三年三月、立法会期の満了に伴う国民議会選挙が実施され、その第一回投票の結果、FNを除く右翼(RPR・UDF)の得票率は四四・一二%、共産党を除く左翼(社会党・MRG)のそれは二〇・〇六%であり、また、第二回投票によって確定した議席数ではRPR(シラク派)二四二議席、UDF(ジスカール・デスタン派)二〇七議席に対して共産党二三議席、社会党六七議席となり、右翼を大きく下回った。議会多数派の左翼から右翼への大転換をもたらした、この選挙結果を前にしてミッテラン大統領は辞任の途を選ぶことなく、首相にRPRのバラデュールE. Balladurを任命し、同月三〇日にはバラデュール新内閣が成立する。第二次保革共存は、こうして始まったのであるが、その二年後、一九九五年の大統領選挙の結果、RPRのシラク候補が社会党のジョスパン候補を破って大統領に当選し、大統領多数派と議会多数派と共に右翼勢力によって占められることとなり、この保革共存体制は終了する。これらの選挙結果と、その意義についての詳細は、次の箇所を参照されたい。

cf. *L'Année politique...1993*, op. cit., 1994, pp. 45~50, et p. 138.

*L'Année politique...1995*, op. cit., 1996, pp. 57~66, et p. 179.

- (4)(5) J. Julliard, *La course au centre*, *op. cit.*, p. 125.
- (6) デュヴェルジエもまた、かれの比例代表制批判の中でマラン Alain やポパー K. Popper を援用しながら、これと同様の趣旨のじみまを述べている。  
cf. M. Duverger, *La nostalgie de l'impuissance*, *op. cit.*, pp. 78~85.
- (7) J. Julliard, *op. cit.*, p. 125.
- (8) *ibid.*, p. 126.
- (9) *ibid.*, pp. 127~128.
- (10) *ibid.*, p. 128.  
この点についてデュリヤールは、『科学の将来』*L'Avenir de la science* (一八四九年)の一断章に、政党が自らの党派的情念 *passions partisans* と共に消滅する未来像を描いたルナンは、その一世紀後に、合理的統治 *gouvernement rationnel* を実現するために政党の廃止を唱えたシモーヌ・ヴェイユを予告した、と述べている。(cf. *ibid.*, p. 128.)
- (11)(12) *ibid.*, p. 129.